

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 4 日)
(第 6 号)

第 6 号
3 月 4 日

令和6年

三重県議会定例会会議録

第6号

○令和6年3月4日（月曜日）

議事日程（第6号）

令和6年3月4日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之

12	番	平 畑	武
13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	野 村	保 夫
18	番	田 中	祐 治
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	稲 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	正
30	番	石 田	成 生
31	番	村 林	聡
32	番	小 林	正 人
33	番	谷 川	孝 栄
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稲 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課班長)	藤 堂	恵 生
書 記 (議事課主幹兼係長)	櫻 井	彰

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子
副 知 事	服 部	浩
危機管理統括監	野 呂	幸 利
総 務 部 長	更 屋	英 洋
政策企画部長	後 田	和 也
地域連携・交通部長	清 水	英 彦
防災対策部長	山 本	英 樹
医療保健部長	小 倉	康 彦

子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枘 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	吉 田 すみ江
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之
人事委員会委員	浅 尾 光 弘
人事委員会事務局長	天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。8番 芳野正英議員。

〔8番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○8番（芳野正英） おはようございます。

会派、新政みえ、四日市市選挙区選出の芳野正英でございます。会派の皆様から承認いただきまして、実は今年度2回目の一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からも冒頭、1月1日に発災いたしました能登半島地震におきまして、お亡くなりになった方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

先週の代表質問から始まりまして、木曜日の一般質問でもやはり防災に関する質問が多くなされております。私もまずは、冒頭は、防災について質問をさせていただこうかなと思いますけれども、こうした質問を通じて、三重

県で起こり得る南海トラフ巨大地震への備えを確認していくということは、県議会にとっても、また、三重県にとってもよいことかなと思っていますので、少しお付き合いをいただきたいと思います。

私からは、三重県が所管いたします流域下水道について伺わせていただきたいと思います。

まずは、三重県の流域下水道事業についてですけれども、改めての御紹介になりますけど、県民の皆様にはなかなか触れることがないので、少しパネルを用意させていただきました。（パネルを示す）三重県内では今6事業、それぞれの地域、北勢から中勢、そして宮川流域という形で、六つの地域で広域の市町をまたぐ流域下水道が整備されつつありまして、ここに各市町の公共下水道を接続していくということでございますけれども、三重県は令和2年3月に三重県流域下水道事業経営戦略を策定しております。こちらですね。（現物を示す）ちょっと用意をしましたが、この経営戦略について今日は質問をさせていただこうと思っておりますけれども、ここで将来にわたっての安定的なサービス継続のための経営の基本計画を定めておられますけれども、これに基づいてというか、これと別で、また、三重県の流域下水道総合地震対策計画というのも作成いたしまして、それに基づいた地震対策に取り組まれているということでございます。管理棟ですとか浄化センター、汚泥の処理施設ですとかポンプ場、こういった建物類と、または幹線管渠、それからマンホールの耐震化、こういったところが課題になってくるのかなと思っていますけれども、三重県は割と早く平成21年から整備を進めていると記載もございますけれども、どのように取り組んでいるのかということをまずお聞きしたいと思います。

特に2011年の東日本大震災ですとか、今回の能登半島地震でも液状化によるマンホールの浮き上がり等々、これは市町の公共下水道ではありますけれども、こうしたマンホールの浮上がございましたけれども、こうしたことも含めて、対策、どのように今取り組まれているのかをまずはお聞かせいただきたいと思います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、流域下水道の耐震化について御答弁いたします。

能登半島地震のような大規模地震において被害を発生させないよう、本県の管理する流域下水道は、耐震化対策や液状化対策を重点的に取り組んでいます。

まず、管渠につきましては、延長約263キロメートルのうち、耐震性能が不足いたしますのは延長約19キロメートルでございます。このうち17キロメートルは、これまで大規模地震で被災事例が極めて少ないシールド工法等により整備していますことから、残りの約2キロメートルの耐震化対策を優先的に進めておりまして、令和7年度の完成を目指しておるところでございます。

次に、マンホールにつきましては、957基のうち、液状化に伴って浮上するおそれのあるものが1基と、耐震性不足のものが2基ございまして、液状化対策の箇所では用地交渉が完了次第工事着手し、残る2基の耐震化対策も着手の予定でございます。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○**8番（芳野正英）** ありがとうございます。

進めていったのが平成21年度からでございますので、幹線管渠においても2キロメートルを残すところというところでありまして、令和7年度の完成というところまで進めてきていると思いますし、マンホールのほうも、お聞きすると、流域下水道の部分では1000個程度のマンホールということですので、やはり大きな幹線で地中化されていますので、市町村の下水道のマンホールに比べると数は少ないので、対策もしっかりと進んでいるのかなとは思っています。

その一方で、こうした耐震化が進むということは、私、一つ経営戦略にとってすごくよいことかなと思っていて、やはり東日本大震災で言われたのは、合併浄化槽とか、こういう浄化槽は耐震性が高いと。公共下水道

は耐震性が低いと言われていましたけれども、しっかりと三重県のほうでそれを取り組まれているということでございますので、今後、次の質問に移りたいんですけども、流域下水道を広げていくといいますか、接続をしていくときに、やはり市町は既存の浄化槽のままでいくのか、それともこういう公共下水道に接続をしていくのかという判断のときに耐震性というのは問題になってくると思いますが、三重県としては耐震性を流域下水道ではしっかりと取り組んでいるということをPRしつつ、今後は各市町への接続を増やしていくということが大事になってくるのかなと思います。

先ほどの経営戦略の中でも書いてありますけれども、流域下水道事業というのは上水道と違いまして、また、接続率が100%に近いわけではない、まだまだこれから宮川流域なんかは接続していくエリアが広いと思いますので、今後は市町の公共下水道と接続することによって流入水量を増やして経営を安定させていくということが必要になってくると思います。けれども、もちろん県がやる流域下水道はいわゆる一般の下水道利用者から直接集金するわけではなくて、接続市町からの維持管理負担金によって収入を得ていますので、市町の公共下水道に接続していくということを進めていく必要があると思うんですけども、令和2年の経営戦略を定めて以降、4年たってきていますけれども、今現在の流域下水道事業についての接続の部分で現状どうなっているか。また、今後この計画の中でどうやって拡大整備を進めていくのか。このことについてお聞きしたいと思います。

それと、すみません、分離せずに一発で聞かなあかんだですね。それからもう一つ、舟橋議員から、企業庁の工業用水のデジタル化、これ、先日質問がありましたけれども、こうしたデジタル化の質問等も、経営戦略の中では令和2年度から、この時点でまだデジタル化の導入が十分ではなかったものですからあまり記載がないんですけども、デジタル技術の導入についてもどのように取り組んでいるのかを聞かせていただきたいと思います。

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 人口減少を見据えました市町との接続についてお答えいたします。

下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備区域につきましては、平成25年度に国から人口減少や厳しい財政状況を踏まえまして見直しを求められ、平成28年度に三重県生活排水処理施設整備計画を見直しました。これを踏まえまして、議員御紹介の流域下水道の全体計画を令和4年までに全6処理区で見直しておるところでございます。

例えば、志登茂川処理区では、人口減少に伴い、下水処理場の規模を縮小いたしました。宮川処理区におきましては、明和町の大淀地区での合併処理浄化槽の整備状況を踏まえまして、下水の処理区域から除外し、これをつなぐ幹線管渠も計画から除いておるところでございます。

一方で、令和4年度に策定いたしました汚水処理事業広域化・共同化計画に基づきまして、市町の農業集落排水区域を下水道区域に統合し、汚水処理を広域化することで効率化を図っております。

現在市町では、公共下水道事業の未着手区域が、先ほども御紹介いただきましたが、約6500ヘクタールございます。公共下水道をつなぐ流域下水道では高い耐震性が確保されていることを踏まえまして、市町には事業に着手いただければと考えておるところでございます。

引き続き、関連市町から下水道の整備状況や地域住民の意向を確認しながら、適宜全体計画の見直しを行い、必要な施設整備や安定した管理運営に取り組んでいきたいと思っております。

それから、デジタル化でございますけれども、本県の管理する流域下水道は、管路や下水処理場の機械、電気設備など膨大なストックを有しております。これらの適正な維持管理や地震、津波、浸水への備え、経験豊富な職員の退職が見込まれる中での技術継承といった課題がございます。

こうした課題解決に向けて、紙資料をデジタル化し、施設、設備の情報を一元化した台帳システムを構築してございまして、昨年度はこれのクラウド化を図り、災害時でも情報を取れるようにしたところでございます。

また、経験の浅い職員が下水道工事の管理、監督の要点、ノウハウをいつでもどこでも学べますように、下水処理場における基礎ぐい工事などの作業

工程を動画で記録し、アーカイブすることで職員間で共有し、デジタルを活用した技術継承を図っておるところでございます。

今後も業務の効率化や災害対応、技術継承など、あらゆる面でデジタル技術の活用に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

すみません、私の質問の仕方がちょっと間違えていましたので、再質問のような形で答弁をいただきまして申し訳ありませんでした。

聞かせていただくと、特に市町との接続水域に関しては、やはり志登茂川ですとか宮川流域という近年整備されたところがまだまだ遅れているというところもありましたので、ここの整備を進めていただきますとともに、北勢地域もほぼほぼ接続されてきて、しかも更新もされてきていますけれども、なかなか流域下水道って住民の皆さん、あんまりよく御存じないところもありますので、いろんなところでPRを深めていただいて、やはり耐震化が進んでいるというところのPRもしていただければ、より今、農業集落排水とか合併浄化槽のところ、また、新規のところ、市の協力を得て広げられる可能性もありますので、ぜひそこは進めていただいて、スケールメリットを生かした安定的で効率的な污水处理を実施してほしいと思っております。

また、デジタル化の話をお聞かせいただきまして、これもなかなか流域下水の取組って私たちもあまり知らないところが多いんですけども、台帳システムのクラウド化ですとか、そういう事務的な作業であるとか作業工程、後継者不足のところでの話を聞かせていただきました。

ほかの自治体とかでも、例えば東京都なんかですと多機能型マンホールというのを導入して、例えば市町の公共下水道と流域下水道の接続のところのマンホールで、流入の圧とか、それから水量を測れるようなスマートマンホールといいたいまいしょうかね。計測機能のついたマンホールなんかを東京都はDXの中でやっています、特に雨のときですね。雨水排水のときの発生元

調査に活用しているというところも調べているとございますので、そういう技術的なところは今非常に進化、進んでいますので、各都道府県の取組なども注視しながら、デジタル化で効率化を図っていくというところも経営の安定化につながるのかなと思いますので、進めていただきますようお願いしたいと思います。

では、続いての質問に移らせていただきます。

水道の広域化についてでございます。

1月29日の報道ですけれども、愛知県の西三河地域で、県と市町の上下水道の一本化に向けた矢作川流域上下水道広域連携協議会（仮称）と書いてありますけれども、の準備会が立ち上がって、愛知県としては流域の自治体に参加を要請していくということの発表がありました。

上水道も、先日も質問がありましたように、同じようにやはりもう人口減少期で、先日の三谷議員の代表質問でも8掛けの時代というふうな、その備えということにもなると思いますけれども、上水道も人口が減れば、その分利用が減ってまいります。水道料金収入の減少が見込まれていきますし、また、施設ですとか管路の老朽化ということも課題になってきていると思います。下水道に比べて、やはり上水道は歴史が古いですから、そういう意味では老朽した管路が多いというところもあります。また、三重県は、これもやはり南海トラフ地震ですね。これへの備えというのが必要になってくると思います。

水道事業というのは県民生活にとって必要不可欠なライフラインでありますので、この持続的な経営の確保、これが必要だと思えます。

そのために、平成30年12月には水道法の改正が行われて、水道事業経営の持続性を高めるために、広域化の推進というのが水道法改正にうたわれております。官民連携の推進というのがありますけど、今日はその部分はちょっと除きまして、市町の広域化、接続を増やしていくというところの部分で、都道府県としても水道事業者等の広域的な連携の推進役というふうにこの法律でも規定されることとなりました。

三重県としても、国の基本方針に基づいて、昨年の令和5年3月に、(現物を示す)三重県水道広域化推進プランというものを定めておられますけれども、一方で、先ほどの愛知県の報道もまだまだ広域化が進んでいくというよりは、まず県として各市町に参画を要請していくというような報道でありまして、なかなか一足飛びにこうした広域化が進んでいくかというところ、やはりそれぞれの歴史がございますし、また、料金についても水道料金というのも住民の皆さんの関心が高いところでもありますし、自治体にとっても差がありますし。市町村合併で大分料金をどう平準化していくかというのが各自自治体も努力されたところなので、それが落ち着いた今となって、なかなか簡単にさらに促進、広域化、進めるかというところはなかなか難しいのかなとは思っていますけれども、ただ、さはさりながら、こうして法律も整備をされてきていますので、こうした広域化がどう進んでいくのかというところですね。この推進プランに先立って、令和元年からもう三重県としても各市町を構成員とする三重県水道事業基盤強化協議会というものも設置されていますので、こうした広域連携の取組が今どういうふうな形で進み始めているのかをまずはお聞かせいただきたいと思います。

〔柘屋典子環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長(柘屋典子) それでは、水道の広域化の取組について御答弁申し上げます。

議員に御紹介いただきましたように、人口減少社会の到来などにより、水道事業を取り巻く経営環境が大変厳しくなっているということで、平成30年に水道法が改正されて、水道事業者等の広域的な連携の推進というのが新たに県の責務として規定されたところでございます。このことを受けまして、これも御紹介いただきましたように、国から都道府県に対して水道広域化の推進プランを策定するよう要請があったところでございます。

県におきましても、水道料金の収入の減少ですとか老朽化施設の更新費用の増加、それから、継続的な技術力の確保ですとか災害時の危機管理対応能力の向上など、将来に向けた課題があるということをお認識しておりまして、

先ほど御紹介いただきましたように、令和5年3月に策定した三重県水道広域化推進プランの中で、市町と十分に協議を重ねながら、水道事業の基盤強化につながる広域化を推進していくということとしております。

こうした中、市町水道事業者、それから県企業庁、それから県で構成する三重県水道事業基盤強化協議会、これを設置しまして、地域別のブロック会議ですとかテーマごとのワーキンググループにおきまして、料金システムの共同化、浄水場等の遠隔監視装置におけるクラウドシステムの導入など、様々な広域連携策の実現に向けて協議をしているところでございます。

また、災害対策ですとか経営合理化に関する研修会、それから、災害時を想定した情報伝達訓練など、これを毎年実施しているところでございます。

令和6年度からは水道事業の将来推計を含めたシミュレーションを行いまして、施設の共同設置ですとか共同利用などの広域連携についても検討していく予定でございます。

今後も持続的な水道事業を実現していくために、市町それぞれの意向ですとか実情をしっかりと聞きながら、基盤強化につながる広域化を推進してまいりたいと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 御答弁ありがとうございました。

これから本当にまだ緒に就いたところかなとも思っておりますけれども、それぞれの市町の都合もあるということもありますので、慎重に、しかし大胆に進めていただきたいなとも思いますし、一つは先ほど御答弁にあったシミュレーション、これの部分で今後の進め方を取り組んでいただければなと思うんですけれども、ちょっと同じように、シミュレーションなんですけれども、来年度の令和6年度から進んでいくということでありまして、それぞれのブロックでシミュレーションをしていくと思うんですけれども、大体の結論的なもの、成果としてどれぐらいのことを目標にして、いつぐらいの時期を目標にしているかということと、それから、シミュレーションに対する公表は議会に対してはどのような形で発表していくのかということ

少しお聞かせいただきたいと思うんですけど、今の想定で考えているところで結構なんですけれども。

○**環境生活部環境共生局長（柘屋典子）** 令和6年度のシミュレーションにつきましては、まず、人口の推計ですとか、そういうものを考えておきまして、そこから、じゃ、各市町なり各ブロックの広域でどういうことができるかなということを考えていくものですから、なかなか公に公表できるものがすぐというのはちょっと難しいかなと考えておきまして、ブロックごとに公表できる速度も違ってくるかなとは思っているんですけども、市町との広域連携の協議が調い次第公表していくという形になるのかなとは思っています。なかなかちょっと来年度中というのは難しいかなと考えておりますが、できたところから議会への説明も含めまして公表はしていくかなと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○**8番（芳野正英）** ありがとうございます。

なかなか内容も市町がそれぞれ相手としてありますので、そこを飛び越して議会というのはなかなか難しいとは思いますが、ただ、段階を踏まえながら、市町との合意が成った段階では速やかに、また議会のほうにも報告をしていただきたいと思っておりますけれども、段階を踏んで、例えば今は人口減少のシミュレーションというふうなことをおっしゃっておられましたけど、実際に、そうすると接続水域というか、接続していく管の経営の効率化的なところのシミュレーションとか、そういうところも踏み込んだシミュレーションというのは段階的に何度かしていくんですかね。

○**環境生活部環境共生局長（柘屋典子）** 段階的にというか、例えばなんですけれども、料金収入のシステムの共同化ですとか、あるいは、ものによっては浄水場などの施設の共同設置、共同利用ですとかというところでなかなか難易度が違ったりしてくるのかなと思っておきまして、例えばシステムの共同利用ですとか、あるいは物の共同購入ですとかで話がまとまっていければ、そこはまたその時点で公表させていただくという形になるのかと思いま

すが、当然市町がこれで合意だというふうになってからではないと県としてそれを発表するというにはならないかなと思っております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ちょっと、なかなか難しい答弁を今お願いしているのであれなんですけど、先ほどあったような共同購入とか、そういうところはもちろんあるんですけど、施設の共同設置ですとか共同利用、こういったところが主にシミュレーションになってくると思いますけれども、要は経営の改善の部分のところまでシミュレーションとして踏み込んでいくということなのかということなんです。各市町の水道会計の部分が広域化によってこれだけ改善しますよというメッセージが広域化を進めていくのかなと思いますので、その部分が明らかになるようなシミュレーションを今後されていくのかということなんですけど、もう一度ちょっとお聞かせいただけますか。

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） 人口の推計ですとか、それに伴って料金収入がどれだけ減ってくる、そういった中で、じゃ、どれだけ今後更新に費用がかかってくるというのも推計してシミュレーションしていきますので、そういったところで、それぞれの市町の経営状況がどれだけ悪化するかというのも含めたシミュレーションにはなってくるとは思うんですけども、それを受けて、今既にもう市町でそれぞれの個々の経営の計画等をつくってみえますので、そちらとの兼ね合いとかというのも見直しの参考にはさせていただくような形になってくるかなと思うんですけども、経営状況がこれだけ悪くなりますよとか、こうなりますよというのをどこまで細かく示せるかというのはちょっとこれからの話になってくるかなと思います。すみません。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） そうしたら、ちょっと副知事に、今、知事と副知事の目配せを見させていただいたので、ちょっと分かりやすくもう一回整理してほしいんですけど、要は私、聞きたいのは、今のシミュレーションが現状の悪化へのシミュレーションなんですけど、ではなくて、例えば広域化をすればこういうふう改善していきますよという、そういうシミュレーションをし

ていくのかどうかというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

○副知事（服部 浩） これからの話ですので、確たるものはないと思いますけれども、当然議員がおっしゃったようにどういう形でやっていくのか、経営に与える影響とか、そういうのがないとなかなかシミュレーションにならないと思いますので、今の計画と、それから共同、いろんなことをやったときにどういうことが結果として現れるのか。そういったことをシミュレーションして、それをうまく共同設置とか、そういったことにつなげればということと今考えていると思いますので、またしかるべきときには御報告できるかと思えます。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

なかなか局長も大変な苦しい中での御答弁だったので、難しかったかなと思うんですけども、副知事にすっきり答えていただきましたので。ぜひ、もちろん広域化が全てを解決するわけでもないですし、メリットばかりのものでもないと思います。ですが、やはり将来像が見えてこないとなかなか市町もこれから広域化への席に着いていただけないのかなと思いますので、県としては、そういう意味では正確なシミュレーションを心がけていただきたいと思えますし、また、その結果、市町との合意ができたのならば、議会にも報告をいただきたいなと思っています。

その中で、いろいろ広域化とか広域連携の話の中で進めるところから進めていっていただきたいなとも思うんですけども、一方で、例えば、上水を利用されている一般の県民の方だけでなく、実は水道工事に係るような工事業業者の方にとっても広域化を広げていただきたいなという、ちょっと最後、要望をさせていただこうと思うんですが、実は、水道事業者が各市町に排水設備の設置確認申請書というのを、（現物を示す）給水とか排水の工事の申請書なんですけど、これが桑名市なんですけど、（現物を示す）これが鈴鹿市、全然書式が違うんですね。これ、四日市市なんですけれども、実はこれ、北勢、中勢ぐらいの、（現物を示す）全部29市町そろえるの大変な

ので、ちょっとなかなかテレビでもうまく見せられないんですけど、いろいろ、やっぱり書式が全然違ったり、大体申請内容は一緒なんですよね。申請内容は一緒なんですけれども、項目は、書式が違ったり、書く場所が違ったり、あと、印鑑を押す場所が違ったりとかして、結構これ、今なかなか水道事業者も減ってきていますので、一つの市だけで工事をしているんじゃなくて、近隣市町にまで工事しに行かなあかんのですけど、そうすると、書式が違おうとやっぱりどうしても不備が出てしまうと。それをまた、印鑑、ここ、ついていませんねみたいなのでまた戻されるみたいなのが結構あって、本当に水道事業者、困っていますので、こういう例えば書式の統一とか、これも、もちろんそれぞれのフォームは、市が、町が作成したフォームですけども、こういったところからまず統一していきませんかみたいなのは、ぜひ水道の関係者、関係課長の会議もありますし、先ほどの協議会もあると伺っていますので、ぜひそういったところで一度そういう御提案をいただきたいなと思っておりますので、うなずいていただいていたので、あえて質問しませんが、ぜひこの部分は進めて、県からの提案ということで、これに限らずいろんな書式があると思いますので、そういったところの統一化をまず図っていくというのは事務の効率化にもつながりますので、ぜひこういったところから、できるところからの広域化というのを進めていただきたいなということを要望させていただいて、次の質問に移らせていただこうと思います。

3番目は三重県のホームページの活用についてということで、私もこういう一般質問をしますし、ふだんからやはり県の取組を調べようかなと思ってホームページをよく見ます。トップページはもう皆さん御存じのように、
(パネルを示す) こういうふうなホームページになっていますけれども、議場、今タブレットも配置されていますので、もしよかったら皆さんも見ながら聞いていただきたいと思ったり、テレビの、インターネットを御覧の皆さんもちょっと三重県のホームページを久しぶりに見ていただきたいなと思っているんですけど、今行政のホームページのデザインって結構はやり廃りがありまして、今こういう、トップは3列で配置しているようなスタイル

なんですけど、ちょっと今、これは時代遅れになりつつあるんですよ。もう少し2列配置で、しかも文字を少し拡大したり小さくしたりみたいな、そういう見やすさみたいなのをやっている自治体も少しずつあります。

このページでいうと、もちろん一番は、やはり能登半島地震の被災地支援についてがトップにばんと出ています。こういった、今まさに必要な情報をトップに上げるというのは非常に分かりやすくていいと思うんですけども、それ以外の部分でなかなかちょっと見にくくなっているところがあります。

いつも三重県のホームページをいろいろ検索していると、何かもやもや感があるんですよ。何か見にくいよなと思って、何で見にくいのかなと思っていろいろ考えてみました、今回。やっぱり一番はホームページの機能というのは何があるのかというところをまず考えてみたんですけど、そもそもやっぱりホームページというのは広報機能とか情報提供機能、これが一番だとはもちろん思います。三重県がやっている取組を県民に伝えるというのは何よりも一番必要な情報だと思いますし、その中で広報というか、PRとかイメージを出すものとしてのホームページの機能もありますけれども、もう一つは情報のアーカイブ機能というか、保存機能というか、そういうものが行政のホームページにはあるのかなと思います。県が取り組んできたものをホームページ上で保存して皆さんに見せていくということでもありますけれども、だからこそ行政のホームページというのは情報が膨大になってしまい、しかも、それが羅列という言い方はあれですけど、一覧で一緒くたになっていると。

だから、これはちょっと違いますけれども、（パネルを示す）ある1ページを開いてみました。三重県の国土利用計画ということを書いてあるやつなんですけど、これなんかも第57回国土利用計画の審議会の結果みたいなのが書いてあるんですけども、今年度にかかれた国土利用計画の審議会の状況なんですけど、だーっと羅列されているだけなんですよね。第57回あるけど、第56回は何といったら、第56回は去年の情報なんです。何かこれだけやと本当、分かりにくいですよ。なので、やはり、もちろん過去の会議の情報と

かもしっかりと載せていく必要はあるんですけども、それが過去の情報なのか、そして、今必要な情報なのかのこの区別がついていないのが今の三重県のホームページなので、開いてみないと分からない。開いてみたら、何や、そんな情報かいというのでまた閉じるみたいなの、この動作が多いのが今三重県のホームページを見にくくさせている、もやもやの正体なんじゃないかなと思っております。

そういう意味では、じゃ、どうしていくかというところでいうと、これなんか（パネルを示す）いつのものなのかが分からない。第57回の国土利用計画の審議は今年度やっています。ということは、この情報を右側にいつ更新されたのかという更新日を載っけるだけで、全然その情報のアクセスの利便性というのは増すんだろうと思います。つまり、2016年ぐらいに更新された情報であれば今見る必要はないかもしれないし、でも、いつかそれを調べたいときはそれを見ることができますし、実際、三重県って検索機能はしっかりしていますので、大体いつも検索して見ていくんですけど、そうすると、例えば更新日時で検索をかけていくとか、新たな検索の仕方もあると思いますので、そういう意味では文字情報の、例えば新しい情報は文字をちょっと大きめにしてあって、アーカイブ的になってくるとちょっと文字を小さくするとか、更新日を設けるとか、こういった形での三重県のホームページの見やすさというところに今検討いただけないかなというところをまず御質問させていただきたいと思います。

〔更屋英洋総務部長登壇〕

○総務部長（更屋英洋） それでは、より見やすいホームページになるような取組について御答弁いたします。

まず、ホームページの現状についてですが、県ではホームページを県政情報を発信する上での重要な媒体の一つと考え、県民の皆様が最新の情報から過去の情報まで、必要な情報を必要とするときに容易に入手できるよう、ホームページの整備を進めております。このため、見やすく検索しやすいよう、分かりやすい目次設定、統一したページデザインの採用、グーグル検索

機能の導入などを行っております。

また、緊急情報や重要情報、新しい情報については、目立つ位置に画像をつけたり色彩を変えるなどして掲載するとともに、統計データや各種計画などの過去のものも含め、ホームページ上で公表しております。

一方で、課題でございますが、ホームページを運用する上では、情報を新たに発信すると同時に情報を更新していくことが大切であります。しかしながら、各ページには掲載日の表示があるものもあれば、ないものもあり、掲載されている情報が最新のものかどうか分かりづらい状況になっております。

こうしたことから、不要な情報の削除やリンク切れの修正に取り組むとともに、県政の重要事業において、その事業が終了しても残すべき情報についての考え方を整理し、運用を徹底していきたいと考えています。

また、今後全てのページに掲載日を自動表示するためのシステム改修を行い、そのページの情報がいつ掲載されたか分かるように改善を図るなど、常に利用者視点に立ったホームページの充実に努めてまいります。

引き続き県民の皆さんにとって見やすく、使いやすいホームページになるように取り組んでまいります。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 回答ありがとうございます。

いろいろなことを変えていただけるということでありまして、大幅なリニューアルはもうしばらくしたら全体的なデザインのリニューアルもあるのかなと思いますけれども、それまでの見やすさにまた取り組んでいただけるということで、ありがとうございます。

情報として、もう事業が済んだものに対して、その文書をどうしていくかと先ほどお話ありましたけど、そうすると、ホームページ上の文書というのは公文書なのか。要は管理をどうしていくかという話でございまして、三重県も令和元年に三重県公文書等管理条例を制定されているいろいろ整備をしておりますけれども、ホームページ上の文書というのが公文書に当たるの

か当たらないのか。もし当たらないのであれば、先ほどちょっと触れられておりましたが、取扱いとか保存のルール、選定の部分ですね。これをどうしていくかなというのを聞かせていただければと思います。

〔更屋英洋総務部長登壇〕

○総務部長（更屋英洋） ホームページの公文書上の取扱い、それから過去のホームページの保存についてお答えいたします。

まず、公文書の定義でございますが、三重県公文書等管理条例において、公文書とは、原則として実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書等及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと規定されております。そういう意味では、ホームページも電磁的記録であり、条例の規定上、必ずしも公文書の定義から外れるものではないと考えています。

現在ホームページにおいて県政情報を発信する際には、その内容について、まず各所属で起案、決裁を行い、その決裁文書を条例に基づいて適切に保存することとしております。

ホームページに掲載している情報は日々更新されていくものであり、ホームページそのものを公文書として保存するには、どの時点のものをどのような形で保存の対象としていくか、技術的な課題も含めて解決していく必要があると考えています。

こうしたことから、ホームページそのものの保存方法については、今後国や他の自治体の動向や事例等を踏まえ、しっかりと検討を進めてまいります。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

ホームページは公文書に準じというか、公文書として言っていたのかなと思っていますので、ぜひその取扱いを今後整理していただくとともに、僕も国とかほかの県のも調べたんですけど、なかなかばちっと明言されることがないので、結構突き詰めていくと、なかなか三重県、新しい一つのモデルができるんちゃうかなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと

思います。

本当に、今調べてみますと、大体平成13年ぐらいから資料が残っているんですね。大体2001年です。北川県政の頃からの資料が今ホームページ上に残っていますので、二十数年の膨大な資料がありますので、これを機に、ここの整理もいろいろ取り組んでいただければと思います。

ちょっと時間がないのではしよまして、3番目のホームページをはじめとする、ほんだら、じゃ、それだけの膨大な情報とか、それ以外の県の情報セキュリティ対策についても少しお伺いしたいと思います。

2023年の4月には横浜市議会のシステムがサイバー攻撃に遭ってしましまして、横浜市会とか滋賀県、広島県をはじめ90の自治体でシステムが停止するという事もありました。この前、3月1日には政府の閣議で地方自治法の改正が提案されていまして、そこで、地方自治体に、サイバー攻撃だけではなくて委託先の管理や人的ミスといった情報保護を確保するための方策を示す基本方針の策定を地方自治体にせえと。それを公表を義務づけるというような形の改正案も今審議されているということでございますので、こうした情報セキュリティ対策についてもお聞きしたいと思います。

〔松下功一総務部デジタル推進局長登壇〕

○総務部デジタル推進局長（松下功一） それでは、ホームページをはじめとする県の情報セキュリティの対策について御答弁申し上げます。

県では、情報資産をセキュリティ上の脅威から守るため、情報セキュリティ対策の方針や行動指針を定めた三重県電子情報安全対策基準というものを策定しております。この基準によりまして、技術的対策や人的対策等を規定し、必要な情報セキュリティ対策の実施に取り組んでいるところでございます。

具体的に申しますと、まず、技術的対策ですが、外部からの不正アクセスを防ぐファイアウォール等のセキュリティ機器の設置、ウイルス対策ソフトの導入、侵入検知システムによる不正侵入に対する24時間365日の監視などを実施してございます。

こうした対策により、日常的に不正アクセスやウイルスの脅威からネットワークを守るとともに、万が一外部から不正アクセスを許した場合には緊急遮断措置を講じるなど、緊急対応への備えも行っております。

次に、人的対策としましては、職員に対して情報セキュリティー対策の研修を行うとともに、コンピューターウイルス感染の要因となる標的型攻撃メールへの対応訓練も実施してございます。

また、実際にシステム上における障害等のインシデントが発生した場合には、デジタル推進局に対策チーム、CSIRTと呼んでおりますが、これを立ち上げて、被害の拡大防止や復旧に取り組むこととしております。

県としましては、今後も技術的対策と人的対策の両面で情報セキュリティーの確保に取り組んでまいりますとともに、また、年々巧妙化するサイバー攻撃に備え、常に国や関連機関等から示されるセキュリティーに関する最新情報、これを収集しまして、適宜適切な対策を講じるなど、情報資産の保護に最善を尽くしていきたいと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

先ほど御答弁があったように、基準というものを今設けておるといってでございますので、国が要請するところをまた公表していくということになると思いますが、これをきっかけにまた再度精度を上げていただいて、しっかりと、これはなかなかこういうサイバー攻撃は年々進化していっていますので、いたちごっこみたいな形なのでなかなか追いつくにも大変だと思えますけれども、しっかりと取り組みをいただいて、情報をしっかりと守っていただきますようお願いしたいと思います。

一番聞きたい質問が、もう残り時間が短くなってきましたので、急いでいきたいなと思うんですけども、地域共生社会の実現についてということで、私が県議会で初当選のときからずっと気持ちを込めておりました地域福祉、地域共生社会の実現というところで、大分進んできています。

三重県は令和2年度、3年度に地域資源コーディネート機能強化事業、い

いわゆるリンクワーカー養成研修事業というのを名張市へ委託するような形で実施しました。（現物を示す）これ、名張市のチラシですけれども、これは今年度ですけれども、みえリンクワーカー研修というのを実施しています。実はこれ、令和2年度、3年度は県がやりましたけど、令和4年度は名張市が市単独で行っています。今年度は国民健康保険の研究事業として厚生労働省の予算を活用して実施をしていますけれども、リンクワーカーというのは社会的処方ですね。よく、医者は薬を処方しますが、リンクワーカーは地域資源を患者に処方していく。例えば精神疾患の方なんかは、薬を投与するだけではなくて、地域で患者を支えてその疾患から立ち直っていく、治していくということに取り組んでいこうというのがリンクワーカー。いわゆるソーシャルワーカーの取組なんだと思っていますが、三重県は先進的に取り組んでおられましたけれども、この4年間の取組の総括と、今後こうした事業の継続についてどのように考えているかお聞かせください。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） リンクワーカーの役割につきましては、イギリスの例が参考になると思いますけれども、イギリスにおいては、医療だけではなく、孤立、生活困窮、介護などの社会的課題を抱える患者をサポートするために、家庭医が患者をリンクワーカーに紹介する、いわゆる社会的処方と言われる仕組みがあります。

県内では名張市がこの取組を参考に、制度、分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながることで、地域住民一人ひとりが生きがいを見出すことのできる地域共生社会の実現を目指し、社会的処方の構築に取り組んでいます。

議員御指摘のとおり、県では令和2年度、3年度に名張市に委託して、リンクワーカーを養成する事業を実施してきたところでございます。この養成研修には140名以上の市町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域住民等、幅広い方々に御参加いただきました。研修を受講された方が横断的につながるきっかけになったとともに、支援のモチベーション向上につな

がったという声も聞いておまして、地域共生社会の実現に向け、各地域におけるリンクワーカーとして様々な分野で活躍していただいているものと理解しております。

現在医療保健部では、地域包括ケアシステムをより深化させるため、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施しています。

今後、地域包括支援センター等で高齢者支援に携わる方々が、障がい、子育て等の多分野の課題を抱える方々と接した際に、適切な支援者につなぐことができる、すなわちリンクワーカーとしての役割も果たせるような人材育成研修に取り組んでまいりたいと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

リンクワーカー養成研修講座という名前では残さないけれども、包括支援センター職員への研修等で、またそういうリンクワーカーとしてのこれまでやってきた研修を残すという御答弁の趣旨なのでしょうか。少し詳しく聞かしてください。

○医療保健部長（小倉康彦） リンクワーカーとしての趣旨を残すというよりも、いろいろ視野を広く、いろんな分野で悩みを抱えている人がいるということをより踏み込んでお知らせして、そういった場合に別のリソースがあるということも研修の中で周知していきたいと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ちょっと分かりにくいというか、別の趣旨というのもよく分かりづらいところでもありますけれども、ちょっと次の質問に関連してそこは聞いていきたいと思えますけど、要はほかの制度もあるわけなんですよね。いま一つ県としても歯切れの悪いのは、重層的支援体制整備事業というのが国の整備の中で整えられてきていまして、これが令和3年度から始まってきていますので、こういったところで同じように、要は多機関連携とかネットワークづくり、これにしっかりと取り組んでいく取組なんだと思います。

(パネルを示す) パネルを御用意させていただきましたけれども、要は、ここも、厚生労働省のホームページからではありますけれども、障がい、高齢者福祉、子育て、そういったいろんな福祉、それから医療ですね。こうした連携を密にしながら、それぞれの他機関同士でつながっていきましょと。それが基本的には市町でその体制をつくっていきましょというのが重層的支援体制整備事業になってくると思います。

この中で、やはりそれぞれに関わる市町の職員であったり、それから、ここでもありますけれども、消費者相談に乗るような方々とか、そういった方々が包括として相談支援事業をしていく。この連携づくりが大事なんだと思ってはいるんですけども、ここの兼ね合いがあつてどうしてもリンクワーカーというのは名前をつけられずに進めていくのかなと思っていますが、まずは重層的支援体制整備事業の取組と、それから、各市町で先進的に取り組んでいる事例なども説明をいただきたいと思います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長(中村徳久) 重層的支援体制整備事業の市町での取組状況であるとか、具体的な取組の事例についてお答えしたいと思います。

この事業については、議員からも紹介があつたように、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、相談者の属性、例えば高齢であるとか、子どもとか、そういう属性であるとか、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止めながら、多機関連携による支援であるとか地域の多様な主体と連携した社会参加に向けた受皿づくりなどを一体的に行う市町の事業となっております。

この事業は令和3年度にスタートしております。その当時、県内では5市町からスタートしたんですけど、令和5年度には11市町まで増加しております。実施市町数については、全国では愛知県、東京都に次いで3番目に多くなっております。

県では、市町でこうした取組が広がるように、市町や社会福祉協議会の職員等を対象に、課題の解きほぐしや支援機関ごとの役割分担の整理、地域の

受皿づくりに向けた課題の調整などを中核で担う相談支援包括化推進員の育成研修を令和2年度から行っております。これまで4年間の取組で、約130名の方を養成しております。

また、地域別で意見交換会を開催したりとか、取組が進みづらい小規模自治体の掘り起こしに向けて、町として唯一取り組んでおられます御浜町の先進事例を学ぶ機会を設けるなど、未実施市町に対する働きかけなども行ってきたところでございます。

一方で、市町からは、課題とかは見つけられるんやけど、それに対して具体的な支援策であるとか、地域の具体的な受皿づくりが進まないというような意見も聞いております。

具体例なんですけど、例えばイラストを得意とするひきこもり当事者の方に地域のいろんな広報紙の挿絵を作成してもらうなど、支援を受けるだけでなく、役割を持っていただき、徐々に社会との関わりを増やしていくといった一人ひとりの特性やニーズに合わせた社会参加を支援する取組が不可欠であると考えております。

県としては、こうした具体的な手法を学ぶ機会の充実であるとか、県内の好事例の紹介を積極的に行うことで、市町が抱える課題に対して適切に支援していけたらと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

御答弁にもありましたように、地域共生社会をつくり上げる中で、三重県というのは割とそういう市町はすごく頑張っているところが多くて、先ほど申し上げたリンクワーカー研修をやっていた名張市なんかは全国的にもモデル地域、議長の地元でもあります、荊原議員の地元でもあります名張市なんかは本当に地域共生社会のモデルケースになるような地域なんだと思います。そういう意味では、ぜひ三重県としても、よりここを広げていただきたい。三重県地域福祉支援計画にも、「みんな広く包み込む地域社会 三重」ということで規定されていますので、ここの深化、深めていく深化を進めていた

だきたい。だからこそ、みえリンクワーカー研修という、これまでやってきた4年間のエッセンスというのは、ぜひ、やはり私は残していくべきだなと思っています。ちょっと時間がないので要望にとどめますけれども、ぜひこも取り組んでいただきたいと思います。

最後に、知事に地域共生社会実現についての思いを聞きたいなと思っていますんですけど、それは私が、1点だけ、なぜこれにこだわっているかという、地域共生社会というのは福祉、医療の分野だけじゃなくて、まちづくり全体に関わってくるものだと。多文化共生であるとか、子育ての部分もそうですけど、能動的で主体的な市民、県民をつくっていくために、ぜひこれを、地域共生社会が必要なんだという思いで私は取り組んでいますけれども、知事には地域共生社会の実現における思いを、最後、聞かせていただきたいと思います。

○知事（一見勝之） かつては、私らの田舎もそうですけど、隣組とか、あるいは自治会で助け合いというのがありましたけれども、高度成長期、仕事が忙しかったというのがありますが、隣の家は何をするのかなみたいな感じになってきたのは事実であります。

ただ、社会が複雑化して、社会の中で生きづらさを感じている人は確実に増えていると思います。それから、行政もかつてより業務がかなり増えてきていまして、全ての事案に対して対応できるかという、そんなことはないということでありまして、そこで重要になってくるのがやはり助け合いということではないかと思います。地域の助け合いというのが非常に重要であると思います。

さきほど部長が答弁申しあげましたように、三重県は全国でも地域の助け合いが進んでいるところでございまして、それも各分野分野での助け合いではなくて、総合的に助け合う。こういうことが重要であると思っておりますので、今後とも三重県のよい点をさらに進めていきたいと今考えているところでございます。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 御答弁ありがとうございました。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。32番 小林正人議員。

〔32番 小林正人議員登壇・拍手〕

○32番（小林正人） 皆さん、おはようございます。自由民主党、鈴鹿市選挙区選出の小林正人でございます。

私からも冒頭、さきの能登半島の地震におきまして亡くなられた方々に対しまして、御冥福と被災された全ての方々に対してお見舞い申し上げます。

それでは、早速質問のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、防災対策について幾つかお聞きしたいと思えます。

今、大規模地震や激甚化・頻発化する風水害等、県民の命を脅かす災害等がいつ発生してもおかしくない状況にあります。本県においても、とりわけ南海トラフ地震は今後30年以内に発生する確率が約70から80%と言われており、また、発生すれば県内で甚大な被害が予想され、これまで行われてきた

被害想定シミュレーションを見ても想像を絶するような数値が出ておことは皆さん御承知のことだと思います。

このようなことから、本県においても、これまでもいろんな防災・減災対策のための事業に取り組まれてきました。また、近々では災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助、共助、公助による防災・減災や国民保護の取組について、計画期間内で何を目指し、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確化する。そして、着実に進めるという観点から、三重県防災・減災アクションプランを策定していただきました。

施策の体系としましては、1、災害即応体制の充実・強化、2、災害保健医療体制の整備、3、確実に避難することができる体制の整備、4、安全・安心な避難環境の整備、5、命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化と、この五つの取組を柱として構成されております。

今回は、これらの取組内容の中でも、特に四つ目の安全・安心な避難環境の整備、ここを中心に幾つかお聞きしたいと思います。

それでは、まず最初に、避難者への支援体制について、とりわけ衛生面についてお聞きしたいと思います。

今回の能登半島地震でもありましたが、避難所でのノロウイルスの発生や、その他感染症の発症であります。このことは取組の2にも関連するかと思いますけれども、避難所においてしっかりとした保健衛生活動体制を整備することが重要だと思います。また、このようなことは拠点となる大きな避難所のみならず、地域の各避難所において整備しようと思えば、当然、市町や自治会、各団体と緊密な連携が必要だと思いますが、現状はどうか。取組、お考えをお聞かせください。

次いで、薬剤の備蓄、こちらも一定整備されているかと思いますが、要は、持病のある方や特別な疾患のある方への対応であります。持病や特別な疾患といっても人それぞれ違いますので、そういった方々への薬剤の提供はどうするのか。また、このような問題にも対応できる移動式の無菌調剤室を兼ね

備えたモバイルファーマシーがあります。今回の能登半島地震においても現地に入り、いろいろ活動されたと聞いておりますが、その状況はどのようなものであったのか。さらには、現在全国で20台しかないモバイルファーマシーですが、本県で大規模な災害が起こった場合、県内1台の保有で全てを補えるのか。

3点目は、避難所におけるきめ細かな支援として、女性のトイレやプライバシールームの設置をはじめ、外国人、高齢者、障がい者、妊産婦等、乳幼児、それぞれに配慮した避難所の運営体制、とりわけ今回の能登半島地震において、障がいがある方の一・五次避難、二次避難所への移動、受入れということが介助員の不足や受入れ態勢の未整備等でままたまならなかったということも聞きます。このようなことを受けて、今後どのように考えていかれるのか、確立をされていくのか、以上3点、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 私のほうからは2点お答えいたします。

まず、避難所における感染症対策の取組でございます。

能登半島地震では、一部の避難所において多くの避難者が新型コロナウイルス感染症などに罹患する状況となり、改めて避難所における感染症対策の重要性を認識したところでございます。

県では、市町や地域が避難所運営を行うためのマニュアルづくりの際に参考となる指針を作成しまして、その周知に努めているところです。

また、地域で避難所運営に携わる自主防災組織の皆様が適切に避難所を運営できるよう、県の防災技術指導員を派遣しましてマニュアル作成や訓練等を支援しております。

令和2年度には新型コロナウイルス感染症が蔓延したことを受け、この指針の中に、例えば症状を有する人向けの個別スペースの確保や定期的な換気の実施など、感染予防策を盛り込んだところでございます。

また、令和3年度からは、避難所での感染拡大防止の観点から、感染予防

のための防護服等の使用方法、避難所入り口での検温や動線分離の実施方法などについて、有識者による調査を実施しまして、必要に応じ市町に改善を促す助言も行ってまいりました。

さらに、市町が避難所に整備する換気用の機器等を補助金の対象としまして、避難所の感染症対策を促進しておるところでございます。

今後の取組方向でございますが、実際に大規模災害が発生した際には、自主防災組織の皆様が、支援に入る医療関係者の助言も受けながら、避難所での感染予防や健康管理等を行うこととなります。

そうした中で、避難所運営に携わる方々が連携し、よりよい避難所運営が行われるよう、今後も引き続き、避難所運営マニュアル作成や訓練への支援を通じまして、感染対策を含めた適切な避難所運営の体制づくりを促進してまいります。

続きまして、女性や障がい者等、多様性に配慮しました避難所運営支援の取組と、能登半島地震を踏まえた避難体制についてお答えいたします。

能登半島地震では多くの住宅が大きな被害を受け、また、断水が広範囲に発生した影響もあって、避難所には大勢の被災者が詰めかけ、プライバシーに配慮したスペースや衛生的なトイレが確保できないなど、要配慮者を含めた避難者の生活に支障が生じました。

こうした中、避難所での良好な生活が困難な状況になったことから、石川県では、避難者の生活環境向上のため、一・五次避難や二次避難といった取組が進められましたが、その際には様々な課題があったものと認識してございます。

そうした中、まず、避難所の生活環境の確保については、本県では以前から女性や障がい者等に配慮が必要な事項を避難所運営に係る指針に定め、その周知に努めるとともに、パーティションや簡易トイレなど、避難所の生活環境の向上につながる資機材整備に取り組む市町に対し補助制度を設け、支援を行っているところであり、引き続き市町等の避難所運営にしっかりと支援を行ってまいります。

また、今回の能登半島地震で生じた一・五次、二次避難の課題については、まずは、いわゆる一次避難所の体制強化に向けた検討を行う必要があると考えておりますが、その上で、今回の能登半島地震のように一・五次避難の必要が生じた場合においても、災害対策本部の中に保健医療福祉調整本部が立ち上がることとなるため、同本部により円滑な調整がなされるよう、関係部が連携の下、訓練等を通じ、対策を検討してまいりたいと考えております。

こうしたことも含め、能登半島地震で明らかになった様々な避難における課題を検証の上、必要となる対策について広く検討を行ってまいりたいと、そのように考えてございます。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） それでは、災害時の治療薬の確保、モバイルファーマシーの活用につきまして答弁させていただきます。

モバイルファーマシーにつきましては、令和5年11月末現在で、議員からも御指摘がありましたが、薬剤師会等が全国で20台保有しておりまして、本県では三重県薬剤師会が平成29年に1台導入しております。

能登半島地震では、三重県薬剤師会を含む全国から派遣され、最大で5台が同時に活動を行いました。

三重県薬剤師会によると、今回の震災では、調剤に加えて、地域薬局への処方箋振り分けや他の保健医療チームとの連絡調整、避難所巡回など、薬剤師の活動拠点としての機能も担ったと聞いております。

平成28年の熊本地震以降、発災時における医薬品の確保、供給については、被災県内での対応に加えて、広域的な連携により被災県外の車両等も活用し、対応しています。

本県が被災した際においても、三重県薬剤師会など関係機関と連携し、他県からの支援も得て対応してまいります。

一方、モバイルファーマシーだけでは様々な疾患に対して全ての治療薬を提供できないことが想定されるため、治療薬の確保、供給については、医薬品卸売販売業者や地域における薬局とのネットワーク機能を有する災害拠点

薬局を活用した供給体制を整備しています。

災害時はモバイルファーマシーの機動性を活用しながら、医薬品卸売販売業者や災害拠点薬局とも連携して、医薬品の確保、供給を行ってまいります。

[32番 小林正人議員登壇]

○32番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

以上、3点についてお答えいただきました。避難所の整備支援体制についてはいろいろ取組をさせていただいておりますし、さらに、今回能登半島の地震を踏まえて、しっかりと前向きに、一・五避難所、二次避難所も含めて検討していただくと、そういうお答えだったかと思います。

あと、モバイルファーマシーについてもいろいろ今回御活躍されたということなのですが、実際に現地で調剤室を使って、そこで薬を疾患のある方とか、そういった方たちのために調合したというか、そういったことはあったんでしょうか。

○医療保健部長（小倉康彦） すみません。詳細は承知しておりません。多分調剤まではいかなかったのではないかと思いますけれども、ちょっと確認をして、また後日御回答させていただきます。

[32番 小林正人議員登壇]

○32番（小林正人） ありがとうございます。

せっかく無菌調剤室という、そういう特別なあれがあるんですから、できましたら現地でそういうところを活用していただいて、しっかりと早急に疾患のある方、持病のある方、そういう方々に薬を提供できるような体制を整えていただければなど、そんなふうに思います。

次に行かせていただきます。

港湾整備についてであります。

県内の港湾としては、国際拠点港湾として四日市港、重要港湾として津松阪港と尾鷲港が、また、地方港湾として17港あり、港湾法に基づく港湾としては全部で20か所あります。

これら港湾の機能としては様々ありますが、そのうちの一つ、防災災害復

旧の拠点として自然災害から人命、財産を守ることがあります。

そこでお聞きいたしますが、現状、救助や物資の運搬等の海上からのアクセスの拠点として成り立つような状態にあるのかどうか。このことについて、先日の東議員の質問で、熊野灘沿岸をはじめ、県南の港湾や、とりわけ岸壁の耐震強化等整備が現状計画されている8か所のところについてはお聞きをいたしましたので、それ以外の地方港湾についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、県北部港湾の耐震強化岸壁の整備状況についてお答えいたします。

港湾は、海上輸送と内陸部市街地の輸送ネットワークの結節点として重要な役割を果たしております。大規模災害時には陸上交通の途絶、渋滞等が発生した場合には港湾の耐震強化岸壁を利用して救援物資や避難者の大量輸送を行う役割が期待されております。

伊勢市以北の伊勢湾岸は多くの人口を有しておりまして、東名阪自動車道や国道23号をはじめとした幹線道路を軸とした道路ネットワークが形成されております。

こうした状況を踏まえると、当該地域では救援物資の大量輸送が可能な大型船舶が接岸できる大規模岸壁を耐震化して、緊急輸送道路を介して内陸部の防災拠点に救援物資を運送することが効果的であると考えております。

伊勢湾沿岸の耐震強化岸壁は、国際拠点港湾の四日市港では、整備済みの2か所に加えて、現在1か所で整備が進められているところであります。重要港湾の津松阪港では、大口地区に2か所が整備済みであります。

なお、これらの整備済みの耐震強化岸壁は通常海上物流にも利用されているところであります。

令和6年能登半島地震では、港湾施設を含めた輸送網が大きな被害を受けたところであります。これを受け、発災時の救援物資輸送の在り方など、今後全国規模で様々な検証等が行われることが想定されます。

このため、今後この検証等に基づいて地域防災計画などの見直しが行われた場合は、地方港湾の防災拠点への位置づけも含め、必要に応じて港湾の強化対策に取り組むことで、引き続き震災時の防災機能確保に努めてまいりたいと考えております。

〔32番 小林正人議員登壇〕

○32番（小林正人） ありがとうございます。

再質問をしたいんですけど、ちょっと時間の関係で、今後も北部の地方港湾についてもしっかりと耐震化を進めていただければなど、そんなふうに期待をいたします。

次に、三つ目ですけれども、J R A Tとの連携についてお聞きしたいと思います。

J R A Tとは日本災害リハビリテーション支援協会のことで、リハビリテーション科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、ケアマネジャー等で構成され、災害の応急修復期、復旧期、復興期といったそれぞれのフェーズに合わせたリハビリ支援を行う団体であり、東日本大震災時に結成されました。今回の能登半島地震においても、石川県と協定を結び、被災者支援活動が大変スムーズに行われたと聞いております。

そこで、本県においても三重J R A Tとの関係が非常に重要だと思いますが、現状と今後のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） J R A Tにつきましては、議員が御指摘のとおりリハビリテーション支援チームでありまして、今回の能登半島地震においても、石川県庁と石川J R A Tが連携して他県からの運営を受け入れており、石川県内の多くの避難所で避難生活を余儀なくされている方々を支援していると認識しております。また、本県からも支援チームが派遣されているところです。

三重県におきまして、大規模災害が発生した場合、今回の能登半島地震と同様に、災害フェーズに合わせた災害関連疾患の予防と対策、避難所環境の

改善が求められます。そのため、避難所に対するサポートについて、具体的にどのような取組が必要か、三重J R A Tと連携して検討してまいりたいと考えております。

〔32番 小林正人議員登壇〕

○32番（小林正人） 御答弁いただきありがとうございます。

ぜひ三重県においても早急に三重J R A Tと連携していただけることを期待いたしております。

防災の最後でありますけれども、少し視点を変えて、いまだ安定しない世界情勢から、国民保護のための地下避難所整備についてお聞きしたいと思います。

さきの私の代表質問でも、ミサイル攻撃など有事の際にも地下避難所は有効だという話をさせていただきました。知事もその必要性を感じていただいて、県内に民間等とも連携して地下避難所指定をしていくと。現状も取り組んでいただいている最中だと思います。また、ここに来て国のほうでも一定の指針を示す方向にあるとも聞きます。

そのような中、今現在県内で何か所指定されておられるのか。備蓄品等はどうなっているのか。さらには、指定をしていただいても県民に分からなければ何も意味がないと思います。この地下避難所を県民にどのように周知していただくのか、その手段等をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 地下避難施設につきましては、私が知事に就任してすぐですね。ですから、令和3年の秋口やったと思いますけど、三重県の地下施設の状況、どうなっておるのかということと、それから、県の建物の建て替えを行った際に地下を造ると大体どのぐらいの建設費が増えるのかということをお聞きしたところ、県庁で総務部に確認いたしました。最初、何を言うておるんですかという感じで相手にされませんでした。令和3年ですから、そうかもしれません。ただ、2年前ですけど、ロシアのウクライナ侵攻があつてから県庁の中も雰

困気が変わってきました、何とかせないかんという感じになってまいりました。

以前、令和4年10月に議員から御質問いただきまして、県内では60施設を指定していますということをお答えしたところでございますが、最新で申し上げますと、令和6年2月末時点で指定数は79施設であります。公共が72施設、そして民間が7施設ということでございまして、これを指定しているのは大体国道とか県道の下の地下道ですね。それから、あとは地下の駐車場とかというところが多いわけですが、公共施設はこれで全部であります。全て指定をし尽くしたということでございます。

今後、民間ということになっていくわけですが、まず、今後三重県の施設の建て替えをする場合、これは全ての地域ではないと考えています。全ての地域で地下室が必要ということではないとは思いますが、建て替えする際に地下の建造というのを考えようと思っております。現実には工業研究所を建て替える予定ですけど、ここは地下施設を造ろうと思っております。

先日の市町協議会でも、各市町に対してこの旨をお伝えしました。ぜひ考えていただきたいということをおっしゃっております。どこまで響いたか分かりません。現実には安全保障の業務に携わった私はその必要性をよく分かっていますけれども、各市長、各町長が安全保障の業務に携わったとは考え難いものですからなかなか難しいとは思いますが、要請は県からもしておりますということでございます。

それから、議員からも御指摘いただきましたけど、ようやく国とかほかの自治体も対応し始めました。東京都はシェルターに関して、シェルターという意味では三重県より進んでおるんですけど、令和6年度の予算に調査費を計上しています。麻布十番駅、地下鉄ですけど、都営線ですね。そこに防災備蓄倉庫を候補地として調査していくという報道もありました。

また、国もシェルターに関して、基本的な考え方と備えるべき構造、設備、これを3月末をめどに策定するという方針を明らかにしているところであります。

そういったものを含めまして、県庁が率先して民間にも促していくべき時期に来ていると思います。県庁が建て替えたときに地下施設を造るというのは、民間の方にも実は考えていただきたいと。県庁だけで足りるものではありません。また、市役所とか町役場だけで足りるものではないと思っています。

ただ、難しいのは、民間ですとやっぱりその経費をどうするんだとか、あるいは、造ったときに税金対策をどうするんだということが必要になってくると思います。そういう意味では、国全体で制度として考えていく必要があるうと思っております。

周知の仕方ですが、ホームページで周知はしているんですけど、なかなか分かりにくいねという御指摘もいただいているところでございまして、議員からもその御指摘をいただいたと伺っております。これは早急に改善する予定でございまして、ここを見たら地下施設がどこにあるか分かりますということをやっつけようと思っております。

また、備蓄について御質問いただきました。今申し上げたとおり、国においては3月末をめどにシェルターの考え方をまとめるようでございます。そこで、備蓄の考え方も整理されると思っておりますけれども、県でも平行しまして、地下道は吹き抜けでありますので、かつスペースも狭いものですから備蓄品というのは難しいんですが、例えばこの議会の地下駐車場も指定されておりますし、それから四日市とか桑名の市役所の地下駐車場も指定されております。そういった地下駐車場とか、あるいはホールの地下、ここは可能性があると思っておりますので、こういった形で備蓄物資が置けるのか調査検討を始めたところでございます。

〔32番 小林正人議員登壇〕

○32番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

とりわけ周知の仕方ですけれども、先ほど芳野議員の質問にもありました、ホームページから避難所、どこにあるんだろうなと検索してもなかなかたどり着けないということで、できましたら早急に改善していただければなど、

そんなふうに思います。

それでは、続いて二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

今回の私の質問で、この質問がメインでありますので、ひとつよろしくお願いたします。

ワンヘルスの推進についてであります。

ワンヘルス、なかなか聞き慣れない言葉だと思います。何ぞやと思われる方も多々おられると思いますので、少し御紹介させていただきたいと思ます。

まず、ワンヘルスとは、人獣共通感染症の防疫等を推進するため、世界獣医師会が発した1993年のベルリン宣言に端を発し、WHOや国際獣免事務局等が公表した動物と人及びこれを取り巻く環境が生態系の中で相互に連携しており、人の健康は生物多様性の中で維持できていることを踏まえ、感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みが必要であるとのマンハッタン原則を経て世界に広がったものであり、人の健康、動物の健康、環境の保全のためには3者の全てを欠かすことができないという認識に立ち、それぞれの関係者がワン・フォー・オール、オール・フォー・ワンの考え方に基づいて、緊密な協力関係を構築して活動し、様々な課題の解決を図っていこうとする理念のことです。

昨今の新型コロナウイルスによるパンデミックや鳥インフルエンザの流行による、例えば卵価の高騰のように、野生動物に由来する感染症の流行は時には社会生活に大きな影響を与えることから、人の健康、動物の健康、環境の保全に関わる専門家の連携はこれまで以上に重要になってくるとも言われております。

このようなことから、公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会は、それぞれ医療と獣医療を専門職域とする医師と獣医師によって構成される公益団体であり、人と動物の健康の増進を介して国民の生活向上に貢献する使命を担っていることから、緊密に連携を図り、ワンヘルスの実践に取り組みられております。

ここで少し、動物由来の人獣共通感染症にはどんなものがあるのか紹介をさせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症ですが、コウモリからセンザンコウ、そして人への感染が確認されております。次いで、重症熱性血小板減少症候群、こちらは、マダニから猫、そして人に感染。それから中東呼吸器症候群、通称MERSですけれども、こちらはヒトコブラクダから人へ感染。重症急性呼吸器症候群、SARSですが、コウモリからハクビシン、そして人へ。新型インフルエンザにおいてはカモから鶏、そして人への感染。他にも狂犬病やBSEと、人獣共通感染症は人の感染症の中の約6割を占めるほど非常に多く存在します。

しかしながら、これら動物由来の感染症の国の所管、研究体制は縦割り状態であり、例えば、動物から人への感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び狂犬病予防に基づき、厚生労働省の所管。また、家畜の感染症は、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省の所管。愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び研究機関はなしというような現状であります。今後、動物由来の新興・再興感染症の再発、その甚大な被害が予想される中で、このような状況は早急に解決し、そのためには、さきにも話しました人の健康、動物の健康、環境保全、いわゆるワンヘルスの実践が必要不可欠であると考えます。

そこで、まず、県におけるワンヘルスの認識、現状関連するような取組、今後の考え方についてお聞きします。よろしく願いいたします。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 現在、新興感染症の多くが動物に由来する人獣共通感染症と考えられており、国際的に公衆衛生上の問題となっています。

これまで県では、人獣共通感染症問題について、医療関係者らにより構成されます感染症対策支援ネットワークを活用した情報共有や、医療機関等と連携し、エボラ出血熱等の重篤な人獣共通感染症が国内に侵入した場合に備え、対応訓練等も定期的に行っています。

また、狂犬病予防についての市町担当者との会議や、県民を対象とした各種研修会等で人獣共通感染症について普及啓発を行っています。

さらに、動物を取り扱う事業者に対し、講習会や施設立入りに際し、動物の健康を維持することが人の健康にもつながるものであることを説明しているところです。

これらの基本的な人獣共通感染症対策に加えて、近年では、人や動物の健康を担う関係者と、生態系に影響を及ぼす地球温暖化の防止等、環境保全を担う関係者等が協力し、横断的に課題解決に向けて取り組むワンヘルスという考え方が国際的に広まりつつあると認識をしているところです。

このワンヘルスの概念を踏まえまして、今後も人獣共通感染症に関する知識の普及啓発、関係者との情報共有等、関係部局とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

〔32番 小林正人議員登壇〕

○32番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

しっかりと認識していただいて、部長の答弁を聞く限りは、今後ワンヘルスの実践を推進していただけると、そういうふうに感じましたので、よろしく願いいたします。

そういった中で、これを実践していこうと思いますと、より専門性の高い医師会や獣医師会、こういったところと連携を取ることが必要だと思いますので、その辺もしっかりと考えていただきたいと思います。

それから、このワンヘルスの推進においては、先日、獣医師会の会長をお招きして我が会派でも勉強をさせていただきました。私がこういうふうに議会で1人だけで訴えますと、なかなか執行部の皆さん、まあ、小林が言っているだけで対応しなくても大丈夫なんじゃないか、思われるかも分かりませんが、我が会派でも、顔はにこやかですけれども怒ると意外に執行部に手厳しい西場議員とか、あるいは、非常に冷静沈着、ステルス潜水艦のような知将中嶋議員とか、あるいは、三重県下随一、動物愛護に熱心な服部議員、あるいは、人間味あふれるといたしますか、自分のことより人のことを最優先し

て考えられる、そのせいで若干誤解を招くところもありますけれども、津田議員、こういった方々も積極的に取り組んでいこうということで、近く事を起こそうかなとも考えておりますので、今日はその通告だけさせていただいてこの質問を終わらせていただきます。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。

糖尿病患者における安全で効果的な運動療法提供体制についてであります。

御承知のように、我が国の糖尿患者数は、生活習慣と社会環境の変化によって急速に増加しております。糖尿病は一たび発症すると治癒することはなく、放置すると、網膜症、腎障がい、神経障がいなどの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要となります。さらに、糖尿病は脳卒中、虚血性心疾患などの心血管疾患の発症、進展を促進することもあります。また、これらの合併症は患者のクオリティー・オブ・ライフを著しく低下させるだけでなく、医療、経済的にも大きな負担を社会に強いており、今後も高齢化に従って増大することは間違いありません。

糖尿病は、1型、2型、その他、妊婦糖尿病と大きく四つに分類され、発症の要因としては遺伝的要因と環境要因があります。特に2型では生活習慣、その欧米化というものが大きな環境的要因と言われており、我が国の糖尿病患者の大部分を占めるのがこの2型であります。

また、患者数であります。厚生労働省の糖尿病実態調査によれば、糖尿病と強く疑われる人は約690万人、可能性を否定できない人を含めると約1400万人となっております。ちなみに、三重県は10万人当たり230人と、全国順位では21番目であり、最も多いのが佐賀県、少ないのが沖縄県となっております。

このような現状を鑑み、今回は特に2型糖尿病の予防や治療について、運動療法の積極的な糖尿病患者に対する提供体制の構築ということをご提案させていただきたいと思っております。

運動療法は、2型糖尿病患者に対する有酸素運動やレジスタンス運動、あるいは、その組合せによる療法で血糖コントロールや血管疾患のリスクファ

クターを改善させる効果があると言われております。しかしながら、一方で糖尿病はさきにも述べましたように特有の合併症が生じやすく、また、高齢者人口の増加によるフレイル状態や多数の慢性疾患を有する高齢糖尿病患者も増加していることから、しっかりとしたりスク管理、負荷量設定等が求められ、一般的な運動指導では対応が難しくなっております。

そこでお聞きいたしますが、さきに提案させていただいた糖尿病患者に対する安全で効果的な運動療法提供体制を構築することについてのお考え、その際、これらの専門職である理学療法士等の活用を考えてはどうかと思いますが、御所見をお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 生活習慣病としての糖尿病の発症予防には、適切な食習慣、適度な身体運動や運動習慣が重要です。また、喫煙、飲酒、不規則な生活習慣等の改善により発症を予防することが期待されます。

そのため、本県では有識者によります三重県糖尿病対策懇話会を設置し、糖尿病の発症予防等の対策を推進しているところです。

具体的には、糖尿病に対する正しい知識をホームページや広報紙等を活用して普及、啓発をしているところです。

また、企業や関係団体、市町等と連携し、三重とこわか健康マイレージ事業や三重とこわか健康経営カンパニー認定制度等の取組を通じて、バランスの取れた食生活や運動習慣の定着、禁煙、定期的な健康診断の受診等の生活習慣病予防に取り組んでいます。

さらに、特定健康診査等の健康診断の重要性について啓発を行い、受診率の向上に努めるとともに、生活習慣の改善につながるよう、適切な特定保健指導の実施に向けた取組を支援しているところです。

理学療法士との連携という点では、糖尿病に関する専門的な支援ができる人材を広く育成することを目的に、平成30年度から人材育成研修会を開催しており、当初から理学療法士会に講師を依頼し、予防対策に関わっていただいております。加えて、三重県糖尿病対策懇話会の委員として理学療法士にも

就任をいただき、運動療法についての取組を検討しているところです。

現在策定を進めております第8次三重県医療計画及び第3次三重の健康づくり基本計画（ヘルシーピープルみえ・21）に基づきまして、引き続き県民の皆さん一人ひとりが生活習慣の改善等に取り組めるよう、理学療法士を含めた多職種との連携により、糖尿病を含めて生活習慣病の発症予防に取り組んでまいりたいと考えております。

〔32番 小林正人議員登壇〕

○32番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

引き続き、しっかりとした取組を期待いたします。

それでは、四つ目の質問に入らせていただきます。

難病動作支援ロボットの活用についてであります。

御承知のように、今現在338の疾患が指定難病に認定されております。そのうち、とりわけ今回は神経難病である進行性筋ジストロフィー及び筋萎縮性側索硬化症、いわゆるALS患者支援についてお聞きしたいと思います。

これらの患者においては、難病動作支援ロボットを活用するということが大変重要だと思いますし、昨今では装着型サイボーグHALというのがあるので、こういったものを活用するというのが非常に治療に有効であるとも聞いております。

そこでお聞きいたしますが、動作支援ロボットを使った訓練が医療保険の対象となる疾患はありますけれども、例えば障がい固定した場合などは対象となりません。要は、症状がよくなるのが悪くなるのが、固定してしまえば打ち切られるということ。あるいは元から医療保険の対象にならない疾患も多々あるという現状であります。このような現状の打開、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を活用した費用の助成等も進むよう、検討するべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 難病の障がい者の方が、動作支援ロボット

など、リハビリを受けやすくなるかということにお答えしたいと思います。

動作支援ロボットを使ったリハビリテーションについては、現在県内では当方が把握している限りでは3か所の病院等で、脳血管障がいやパーキンソン病、筋ジストロフィーなどの患者を対象に実施されております。

ロボットを使ったリハビリについては、研究的な側面もありますが、歩行機能の改善など、効果が期待されているところでございます。

難病患者の方が利用できる障がい福祉サービスとしては、身体機能や生活能力の維持向上のための機能訓練があります。

一方で、現在県内でロボットを使ったリハビリを行っている障がい福祉サービス事業所はないのが現状となっております。

こうした中で、令和6年度の報酬改定によりまして、令和6年4月から障がい福祉サービスで受けられる機能訓練の提供主体の拡充が図られ、リハビリを行っている病院や介護保険の通所事業所においても機能訓練の提供が可能となります。

県としては、今回の制度改正について、関係する病院や事業所、また、障がい福祉サービスの支給決定を行う市町に対し周知することで、難病患者の方が必要なリハビリを受けられるよう、環境整備に努めていきたいと考えております。

〔32番 小林正人議員登壇〕

○32番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

部長の答弁で、医療保険のリハビリテーションを提供する病院とか診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、サービスの提供を可能にすると。窓口は少し広がってきたのかなという理解をいたします。ぜひこういう難病患者の方の支援というか、そういったことにはロボットを活用するということが大変重要だと思いますので、今後県としてもさらに前向きに取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、五つ目の質問に入らせていただきます。

児童相談所の一時保護所の運用についてであります。

まず、児童相談所ですが、児童福祉法に基づき、各自治体に設置されている行政機関のことであり、原則ゼロから17歳までの子どもに関する相談や通告を受け、適切な支援につなげることで子どもの権利を守ることを目的とし、都道府県、指定都市に設置義務が課せられ、全国で232か所が設置されております。三重県においては、北勢児童相談所をはじめ六つの児童相談所が設置され、日々市町等から子どもや家庭に関して寄せられた相談に対し、自治体間の連絡調整や情報提供等を行ったり、子育てや子どもの健康、発達、非行など様々な悩み事の通告に応じ、専門的な角度から調査、診断、判定を行い、原因を分析した上で援助や治療につなげる。また、家庭環境や状況によって、必要であれば一時的に子どもを保護者から離し、保護する一時保護や、子どもの観察が必要な場合には児童福祉施設や療育家庭において一定期間入所させる保護をする等、主に四つの機能を果たし、運営されております。

ちなみに、児童相談所に寄せられる相談、通告の中で最も多く割合を占めるのが児童虐待であり、全国では最新値で20万7659件、過去最多であり、三重県では令和4年度の件数で2408件、前年度比261件、12.2%の増となっております。

このように年々増加する児童相談所の役割ですが、今回は、その中でも特に一時保護所の在り方、運用についてお聞きしたいと思います。

この一時保護所ですが、機能としては、保護者の事情により家庭で療育できない児童や、家庭から一時離さなければならない児童を保護するための施設であり、児童の適切かつ具体的な処遇方針を定めるため、行動観察や生活指導を行う。また、短期間の集中的な心理療法、カウンセリングが有効と判断される児童を一時的に入所させて指導を行うといった大変重要なものであり、県内では北勢、中勢児童相談所に併設されております。

しかしながら、今この児童相談所の一時保護所の在り方、運用において大変多くの問題が起こっております。例えば私物の持込みはできず、スマホなどで友人や家族と自由に連絡を取ることが許されない。幼児と学齢児童で生

活の場が分かれていて、男女間の交流もほとんどない。また、学齢期の子は集団で生活し、高校生や非行が過ぎる子、性的な問題を抱える子は個別で1日の日課に合わせて生活をすることが多い。集団では1部屋4から7人程度で、午前7時に起床し、21時には消灯する生活。さらには、保護されている間は学校に通えない等、まだまだ細かな規則も多くあります。子どもの安全を確保するためには致し方ないのかも分かりませんが、それが理由になって過度のルールを設定し、子どもの権利侵害になれば、それは子どもに手厚いケアを提供できる運用とは言えません。

このような問題を鑑み、国は、児童相談所の一時保護所における統一基準を設置する等、改正児童福祉法に基づき、方向性を定めました。要点は、子どもへの過度なルールを解消、正当な理由なく児童の権利の制限を行ってはいけないということでもあります。

ここで改めてお聞きいたしますが、県内の児童相談所の一時保護所の現状と課題、今後国の方針を踏まえてどのように運用を見直しされているのかお聞きいたします。よろしく願いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 児童相談所の一時保護所の運営上の課題であるとか、今後の運用の見直し等についてお答えしたいと思います。

子どもの安全を迅速に確保し、心身の状況や家庭環境等を調査するため、県では、議員から御紹介のあったように、北勢児童相談所と中勢児童相談所、2か所に一時保護所を設置しております。

一時保護所の生活は、虐待等で緊急に保護され、家庭や学校等の日常生活から離される子どもたちにとっては不安の大きいものであると十分認識しているところでございます。一時保護所におきましては、様々な事情を抱えた子どもが集団で生活しておりまして、最低限のルールは必要であると考えておりますけど、こうしたルールについては、子どもの権利に配慮した上で、子ども自身が納得し、負担とならないものにすべきであることから、現在子どもの意見も聞きながら、必要な見直しに向けて検討を進めているところで

ございます。

また、入所中の子どもの権利擁護については、平成30年度から毎年、一時保護所をはじめとする児童相談所の職員を対象にアドボカシーの研修を実施しているところでございます。

さらに、令和4年度からは、子どもの権利擁護を専門とするNPO法人与連携して、一時保護所にアドボケイトを試行的に派遣するとともに、本年度、令和5年度にはアドボケイトが毎月定期的に一時保護所を訪問し、子どもから意見を聞くなど、子どもの意見形成や意見表明への支援に取り組んでいるところでございます。

一方、議員から質問のあった学習支援のことにつきましては、国の基準では、子どもの希望を尊重しつつ、置かれている環境、その他の事情を勘案し、通学の支援、その他の必要な措置を講じるよう努めなければならないとされております。

現状は一時保護所では子どもの安全を考慮し、通学させることがなかなか困難なため、学習支援員を配置し、子どもの習熟度に応じた学習教材の提供や学校と連携した課題の作成など、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

今後は、ICTを活用してオンラインで授業を受けられる環境の整備であるとか、子どもの安全に配慮しつつ学校行事等に参加できるよう、通学支援を行うなどの対応を充実させていきたいと考えているところでございます。

令和6年度には、北勢児童相談所の一時保護所の整備に着手します。今後とも、ソフト、ハード両面から、子どもが安全で安心な居場所が提供できるよう、一時保護所の運営の改善に努めてまいります。

〔32番 小林正人議員登壇〕

○32番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

このように、子どもの権利の制限をどれぐらいにするかというようなことを考えながらルールを設定するというのは非常に繊細で難しいことだと思います。そういった中ではあるんですけども、特に不安な状況にある子とか、

そういった子どもたちに手厚いケアができるよう、取り組んでいただきたいなど、そんなふうに思います。

それと、もう一つ。今全国の一時保護所の平均在所日数ですけれども、約32.7日、最も長いのが千葉県で75.5日となっております。やはりそういった中で、緊急に保護が必要、または委託施設が決まらない児童のことを考えると、一時保護所の数が足りないのではないかなと、そんなふうに思うところがございます。

今回、さきの来年度予算の説明のときにも児童相談所職員を20名増員とか、北勢児童相談所、先ほど部長の答弁にありましたけれども、一時保護所の整備等もしていただきますが、例えば県内の今、北勢、中勢に二つありますので、南部のほうにも一つ一時保護所が必要ではないのかなと、そんなふうに考えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 県内の一時保護所の状況なんですけど、2か所の直営の一時保護所のほかに、児童福祉施設で運営していただいております一時保護の専用施設が現在4か所ございます。また、来月4月なんですけど、東紀州地域におきましても新たに1か所設置される予定となっております。

今後県としましては、全ての6か所の児童相談所の近くに一時保護施設を整備することを考えておりますし、現在一時保護所を利用している子ども、定員を超えて保護しているような状況でもありませんので、一時保護所が不足しているというような現状にはないと考えております。

一方、一時保護所の在所日数ですけど、直営の一時保護所ですけど、令和4年度の平均で20.8日の在所で、全国、令和3年の数字、1年違うんですけど、よりはるかに短くはなっております。ただ、今後とも一時保護所の中で安心して当然暮らせるように改善を進めていくとともに、子どもが一日も早く日常生活に戻れるように、速やかに子どもの処遇方針を決定して、在所日数の短縮に努めていきたいと考えております。

[32番 小林正人議員登壇]

○32番（小林正人） ありがとうございます。

今後もしっかりと取り組んでいただくことを期待いたします。

最後に、6番目の質問に入らせていただきたいと思います。

所有者不明の空き家対策についてであります。

もう言うまでもなく、空き家の問題、防災、防犯、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性も高く、さらには本県も取り組んでおります、例えば移住の促進や観光振興、市街地活性化といった施策にも大変大きなマイナス効果を与えると考えます。

そこでなのですが、基本的には国、基礎自治体対応ということでもありますけれども、この空家等対策の推進に関する特別措置法を読みますと、基本的には市町が対処するというようになっておるんですけれども、国及び都道府県がその支援を行うとも書かれております。県の所有者不明の空き家に対する考え方、どのようなものかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（佐竹元宏） 市町の空き家対策に対する県の支援についてお答えいたします。

県は、市町の空家等対策計画の作成や市町が講ずる措置について、情報の提供や技術的助言、市町相互間の連絡調整のほか、財政上の措置を含め、必要な支援を行うこととされております。

所有者不明の空き家に関しましては、令和5年6月に公布され、同12月13日に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律におきまして、市町は適切な管理のため、特に必要があると認めるときは所有者不明建物管理人の選任を地方裁判所に請求できることとなりました。

改正法が公布されたことを受けまして、県においては、市町の支援、市町相互の連絡調整を目的に設置しております三重県空き家等対策連絡会議で、令和5年8月に三重県司法書士会から所有者不明建物管理人制度につきまして説明いただきました。

また、令和6年1月には松阪市から所有者不明建物管理人の選任を、津地方裁判所に請求した事例を紹介していただいたところでございます。

このほか、市町に対する県の財政上の支援といたしましては、所有者不明の老朽化した危険な空き家につきまして、市町の除却に係る略式代執行に対する補助を行っております。

引き続き情報提供や市町への補助を通じて、所有者不明の空き家に対する取組を支援してまいります。

[32番 小林正人議員登壇]

○32番（小林正人） 理事、答弁を焦らせまして申し訳ありませんでした。

時間となりましたので、質問を終結いたします。ありがとうございました。
(拍手)

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。24番 藤根正典議員。

[24番 藤根正典議員登壇・拍手]

○24番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。東紀州選挙区選出、新政みえの藤根正典です。

本日、3番手として登壇させていただきました。よろしくお願いいたします

ます。

質問に入ります前に、私からも、元日に発生しました令和6年能登半島地震におきまして、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災され、厳しい状況でお過ごしの皆様へ心からのお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、そして復興に向けて取組が進み、能登の皆様の安全・安心な暮らしにできるだけ早くつながることを心から願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、気候変動、気温・水温上昇に適応するための1次産業支援について伺います。

昨年7月に世界の平均気温が史上最高を記録し、国連のグテーレス事務総長は、温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来たと述べ、各国に温暖化対策の強化を呼びかけました。この言葉はまさに衝撃的でした。

2015年12月、パリで国連気候変動枠組条約締約国会議、COP21が開催。2020年以降の気候変動対策が採択され、2020年1月から本格運用が開始されました。

日本では、2016年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定。2020年10月には当時の菅総理が、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことを宣言しました。

三重県は、現在及び将来の気候変動の影響による被害を防止、軽減するため、2023年3月に三重県地球温暖化対策総合計画を策定、2030年までの計画を決定しました。また、2019年12月には「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言して取組を進めています。

取組の基本方向として、温室効果ガス排出を削減する緩和と、気候変動の影響を軽減する適応を気候変動対策の両輪として施策を進めています。緩和については環境生活部が所管し、適応策は防災対策部、農林水産部、雇用経済部、県土整備部、企業庁などがそれぞれの施策の中で進めています。

今回の質問では、その適応策について、農業と水産業に関する農林水産部

の取組を質問したいと思います。

まず、気温上昇への農業適応対策と支援について伺います。

(パネルを示す) この資料ですけれども、昨年の平均気温の基準値、2020年までの30年平均値からの偏差はプラス1.29度で、最も高い値となりました。年平均気温は変動を繰り返しながら上昇しています。長期的に100年当たり1.35度の割合で上昇しています。特に1990年代以降に高温となる年が頻出しています。

(パネルを示す) 次の資料ですけれども、津市と尾鷲市、近年の年平均気温は16度となっています。長期変化では、津市は100年で1.7度の上昇、尾鷲市では50年で1.2度の上昇が見られるということです。

昨年10月31日に農林水産省が発表した昨年の米の検査結果は、最も品質の良い一等米の比率が9月末時点で59.6%、現行の検査制度が始まった2004年以降で最低の記録となったそうです。記録的な猛暑による高温障害のため、2020年産米の同時期と比べて16.2ポイントの低下。新潟県、コシヒカリで有名ですけれども、一等米比率が13.5%、コシヒカリに限ると3.6%という非常に厳しい状況だったと聞いています。三重県も水稻ウルチ玄米の一等米比率が30.4%、コシヒカリは23.9%でした。

本県も水田農業を中心に、果樹やお茶、野菜、花、畜産など多様な農業が営まれています。気候変動による気温上昇により、米の品質低下やかんきつの日焼け、家畜の体重増加が抑制されるなど、影響を受けていると聞いています。農畜産物を安定供給し、農家の生産の持続性と生活の安定を高めていくためには、気候変動への適応策が不可欠であると考えます。

そこでお伺いします。

三重県の農業分野における気候変動の影響の状況をどのように捉えていて、そして、気候変動による気温の上昇が起こる中、本県の農業における米、かんきつ、畜産などについて、適応策をどのように取り組んでいるのかお聞かせください。お願いします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 気温の上昇への農業の適応策の対策とその支援について御答弁申し上げます。

気温の上昇による農畜産物への被害を回避・軽減し、農畜産物の安定的な供給につなげていくためには、米、かんきつ、畜産など品目ごとの課題に応じた適応策を進める必要があります。

県では、農業研究所、畜産研究所が中心となり、高温化に適応する品種や技術の開発を行うとともに、農業改良普及センターとも連携して生産現場への普及を図っております。

具体的に品目別にその取組について御説明申し上げます。

まず、米についてです。粒が白く濁るなどの品質の低下を防ぐため、高温に強い品種、三重23号、県産ブランド米の結びの神を開発し、現在普及に取り組んでおります。令和6年度は三重23号の作付面積に応じた助成を行い、生産拡大を加速させていきたいと考えております。

次に、かんきつについての取組です。かんきつでは、周辺の温度を下げて果実の日焼けを防止するため、気象データと連動して霧状の散水を行うマイクロスプリンクラーの実証試験に取り組んでまいりました。今後はこうした機械・設備の生産現場での導入に向けて支援を進めてまいります。

次に、畜産です。畜産では、暑さによる影響が生じないように、畜舎内へのミスト、扇風機の設置、屋根や壁の断熱化など、温度上昇を抑える対策を広く普及してまいりました。今後も経営体の規模に応じて機械や設備の増設を支援するなど、さらなる対策につながるよう取り組んでまいります。

引き続き、関係機関と連携しながら、高温化への適応策を進めることで、生産者をしっかりと支え、農畜産物の安定供給につなげてまいります。

〔24番 藤根正典議員登壇〕

○24番（藤根正典） 御答弁いただきました。ありがとうございました。

米については、気温上昇に対応するための品種改良に長年取り組んでいただけてきたというお話もお伺いしました。今、御説明のあった三重23号、これの作付を増やしていきたいということで、農業改良普及センターとシッ

り連携しながら進めていくということでした。

かんきつについては、マイクロプリンクラーによるミストかん水というようなところの支援をしていきたい。

畜産についても、ミスト、扇風機、畜産の現場に伺うと扇風機をしっかりと導入していただいているところをよく拝見させていただいております。そういったもので生産者をしっかりと支えていきたいというお話をお伺いさせていただきました。

結びの神、大変暑さに強いということで、実際に令和5年の状況でも一等米比率がすごく高いとお聞きしています。確かに一等米の比率が高いというのは、その品種の暑さへの強さ、そういったものがあるんだと思うんですけども、もう一つは、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度にのっかって、生産者の方がしっかりと努力していただいているということも大きいかなと思っています。肥料であったり農薬であったり、あるいは生産の途中であったり、そしてできた後、消費者へそれをどう提供していくのかといったところまでしっかりと記録をつけながら公表して生産しているという話も聞かせていただきましたが、結びの神の作付を増やしていくためには、食品表示制度にのっかった運用をしていく上でも、やはり引き続き普及センターなどが丁寧なサポートをしていただく、そのことがないとなかなか普及が広まっていくということにつながるんじゃないかなと思っています。しっかりと丁寧なサポートをお願いしたいと思っています。

それから、かんきつについてですけれども、昨年全国カンキツ研究大会で全国から御浜町、熊野市の園地に行っていただきましたが、その視察園地でもマイクロプリンクラーによるかん水が行われています。実際に支援していますということでおっしゃっていただきました。設備投資がかなりのものになるんじゃないかなと思っています。導入の補助等も引き続きお願いしたいと考えます。

また、生産者の方にお伺いすると、日光を遮るような、少し弱めるような寒冷紗をうまく使って設備を造れないかというような提案もいただいたりも

しています。費用の部分で安くなるものがあれば、効果もあれば助かるということで、御検討いただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、海水温上昇などへの水産業対策と支援についてお伺ひします。

漁師の方に伺うと、捕れる魚の種類や量が以前と違って来たということをよくおっしゃいます。近年、日本周辺の海で捕れる魚の種類が大きく様変わりして、量の異変が起きています。

(パネルを示す) このグラフは日本近海の平均海面水温の推移を示しています。令和2年までのおよそ100年間にわたる気温、海面水温、年平均の上昇率はプラス1.19度となっています。上昇傾向がよく分かりますと思ひます。

(パネルを示す) 続きまして、この資料ですけれども、黒潮流路と三重県沿岸水温の関係についてということで提供いただいたんですけれども、平成29年6月の黒潮流路は直進ないし緩やかな蛇行で、熊野灘沿岸は黒潮の流路から離れ、低水温の傾向にありました。その後、黒潮流路は大蛇行を始め、黒潮が接近、温かい海水が流入し、熊野灘沿岸の高水温傾向が現在も続いています。

(パネルを示す) そこでこのグラフですが、三重県の沿岸海水温の変化を示しています。英虞湾の観測地点は浜島港、伊勢湾の観測地点は白子港という形になっておりますが、令和5年、伊勢湾は観測史上2位の年平均18.6度を記録し、英虞湾は観測史上1位の21.2度となりました。特に英虞湾、熊野灘は黒潮大蛇行の影響で高水温化が加速しているということが言えると思ひます。黒潮大蛇行による高水温と、それに伴うガンガゼ、ウニの繁殖等によって藻場が減少し、磯焼けが拡大しています。魚介類、海藻類の減少が起り、イセエビの漁獲高も大きな影響を受けています。

昨年の秋に、宮城県石巻市中瀬古議員のお知り合ひの養殖ホタテ生産者の方からお話を聞く機会がありました。以前に比べて海水温が約3度上昇しているということで、タコが増えて養殖ホタテの食害被害が多く発生している。ワカメ、昆布の生育にも悪影響が出ているというお話でした。今まで少

なかったイセエビも増えているともおっしゃっていました。

海水は温度変化が少ないものの、一度変化すると戻りにくい。陸上での1度の変化より、水中の1度の変化のほうが影響は大きいと言われていました。

黒潮大蛇行にしても、潮流の変化を人の手で変えることは不可能です。水産物の安定供給を考えたとき、人の手、行政支援が届く、まずは養殖というところも重要ではないかと思っています。

昨年11月に議員有志の調査に参加させていただいて、南伊勢町と大紀町でマグロ、ブリ、マダイの養殖現場を視察させていただきました。飼料価格やエネルギー価格の高騰の影響を含め、養殖業の課題について意見交換もさせていただきました。新政みえとしても、一見知事への要望にその内容を盛り込ませていただきました。

近年、夏場の熊野灘は海水面水温が30度前後、養殖魚が病気に非常にかかりやすい状況が続いています。また、冬場でも15度から16度ぐらいまでしか下がらないという話もお伺いしました。三重県の養殖業は高水温化により、アコヤガイやカキのへい死、ノリの生産量減少、魚の病被害の増加などの影響を受けています。そのためにも、水産養殖業における適応策を進めていく必要があると思います。

三重県の水産業分野における気候変動の影響の状況をどのように捉えているのか。そして、気候変動により本県周辺海域での高水温化が進む中、養殖業における適応策について、その取組をお聞かせください。お願いします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 海水温上昇への水産業適応対策と支援について御答弁を申し上げます。

本県の漁業産出額の4割を占める養殖業は、近年、高水温化の影響を受け、アコヤガイ、カキ、ノリ、マハタなどでへい死や生育不良が深刻化していることから、適応に向けた取組を進めているところでございます。

県では、水産研究所が中心となりまして、ICTブイによる水温などのリアルタイム配信や調査船による定期的なモニタリング結果の公表など、養殖

業者に対して、適正な養殖管理の参考となる漁場環境の情報を提供しております。

このほか、養殖の種類ごとの課題に応じまして、真珠の養殖におきましては、高水温に強いアコヤガイの開発ですとか、へい死を低減するため、水温に応じた管理を徹底するアコヤタイムラインの運用、また、夏場の高水温を避けた秋の稚貝の供給などを行っております。

また、カキの養殖では、夏場のへい死を低減するため、本県より水温の高い海域で養殖されている西日本産の稚貝を用いた生産試験や、水温が低い伊勢湾での生産試験を行っております。

ノリ養殖につきましては、高水温化により養殖の期間が短くなっていることから、限られた期間で早く成長する品種の開発ですとか、また、養殖網に種をつける時期が不安定になっているアオサノリにつきましては、遺伝子検査を活用して確実に種がつく時期を判断する技術の開発などを行っております。

魚類養殖につきましては、高水温や病気に強いマハタの開発や、免疫機能を向上し、へい死を低減する飼料の開発に取り組んでいるところです。

令和6年度は、これらの取組を着実に進めるとともに、特に魚類養殖において高水温での病気のリスクを低減するため、新たに、水温が低い、深い水深での生産試験に取り組みたいと考えております。

今後も、高水温化に適応した養殖業の実現に向けた取組を進めていくことで、本県養殖業の振興と水産物の安定供給につなげてまいります。

〔24番 藤根正典議員登壇〕

○24番（藤根正典） ありがとうございます。

水産研究所も中心になっていただきながら、養殖の管理、環境の管理、そういったところ、あるいは飼料、そして品種改良といったお話を聞かせていただきました。

カキ、暖かい西日本産の稚貝の利用であったり、アコヤタイムラインでアコヤガイをしっかり管理していくこと。それから、貝類については、漁場の

環境の情報提供、海藻についてもやはり情報提供といったところがあるんだと思います。

それから、魚類の養殖については、飼料ですね。飼料の新たな開発といったようなところも聞かせていただきました。新しい養殖技術としてのシン層養殖についてもお話をいただきました。

私、先日熊野市と大紀町で養殖業の生産者の方からお話を伺ってきたんですが、やっぱり病気が多くなったと。30度を超えるような水面の温度になってくると、病気が非常に多いというお話も聞かせていただきました。そのための飼料であったり、あるいは薬であったりといったようなところで非常に苦労していると。ですので、魚の水中での様子をしっかりと監視していないと大変な損失につながるおそれがあるということで、本当に慎重な養殖現場の様子も聞かせていただきました。

シン層養殖についてお話も聞かせていただいたんですが、これからのものですので、まだ認識としていいのか悪いのかというようなところは、意見は割れるところでもあったかなというふうなところは思っているんですけども、シン層養殖を計画していただいているのがマハタですが、マハタも同様に病気にかかりやすく、養殖が難しいというお話も聞いていますが、聞いたお話では、水温を下げることで病気の減少につながるんじゃないかということであったり、あるいは、水面近くでなしに、少し沈める養殖技術ということがうまくいけば養殖漁場の拡大といったことも期待できるのではないかという御意見もいただきました。3年計画の実証事業に期待していきたいということでもございました。私も期待したいと思っております。

コロナ禍以前はマハタは30万尾を生産していたということで、今後もマハタ養殖を推奨するならば、現在シマアジとかブリ、マダイなどに適用されている病気に対する共済保険の制度をマハタにもぜひ導入してほしいという強い要望も聞かせていただきました。

県も国に対して毎年要望されていると伺っていますが、飼料高騰対策等と合わせて、マハタの共済保険の病気適用についても強く要望していただくよ

うお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

次の質問へ移らせていただきます。

2番目の質問は、三重県災害時学校支援チームの令和6年能登半島地震における派遣、そして、そこから、今後の活動へ向けたいとお伺いしたいと思います。

2月19日の知事提案説明、そして防災対策部長の部長説明で、能登半島地震への三重県からの支援の状況についても御説明いただきました。発災直後の2日には現地での活動を開始していただいた。それから、県内防災拠点の保有する備蓄物資のほとんどを被災地に迅速に運んでいただいた。さらには、石川県庁のみならず、カウンターパート支援をしている輪島市を中心に、支援を県と県内各市町が担当していただいている、災害対策本部会議の運営や窓口支援、避難所支援などに御尽力いただいていると聞いています。

さらには、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、緊急消防援助隊、県警特別自動車警ら隊などと共に、社会福祉協議会など、民間団体含め、国等からの要請で多くの皆さんに活動いただいております。先ほど芳野議員の質問で話題に出ましたが、県のホームページのトップでもその内容をしっかり確認させていただきました。

合計すると、2月29日現在で延べ1万382人の方が三重県から支援に行っている。支援活動に携わっていただく多くの皆さんが、そして、現在も活動していただいている皆さんが被災者に寄り添って、御自身も厳しい状況の中で日夜支援に当たっていただいていますことに心からの感謝を申し上げますとともに、敬意を表したいと思います。

そして、その支援組織の中に三重県災害時学校支援チームの皆さんもいらっしゃいます。三重県災害時学校支援チームは、南海トラフ地震などの大規模災害発生時に備えるため、学校の早期再開、児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時における学校教育の早期復旧を支援することを目的として、令和3年1月に設置されたということです。

隊員は、管理職以外の公立小・中・高校等の教職員、教育委員会事務局職員で構成され、県教育委員会が実施した研修を修了された皆さんです。

被災地支援への派遣は今回の能登半島地震が初めてと伺っています。県内各地から7日間ずつ3名の派遣隊が順次派遣され、三重県のカウンターパートである輪島市で活動いただいています。現在、第9次派遣隊が3月6日までの予定で活動中です。明日5日には第10次隊が派遣されると聞いています。

教育長にお伺いいたします。

まだまだ全国的にも少ない災害時学校支援チームを立ち上げた経緯、これまでの平時の役割についてお聞かせいただきたいと思います。また、今回の令和6年能登半島地震における支援チームの支援活動の内容、現在までの活動状況についてお聞かせください。お願いします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、三重県災害時学校支援チームの活動内容等について答弁させていただきます。

ただいま御紹介がありましたように、三重県教育委員会では、南海トラフ地震などの大規模災害の際に、学校の早期復旧を支援するために、令和3年1月に三重県災害時学校支援チームを発足させました。災害時の学校運営や児童生徒の心のケアなど、専門的な知識、実践的な災害対応能力を身につけた教職員を養成して発足させたものです。

隊員は現在83名が登録しております。これまで、平時においては、防災研修の受講によって資質向上に取り組んでおりますし、また、学校における避難所運営訓練のサポートなどに携わってまいりました。

今回の支援活動の内容ですけれども、このたびの能登半島地震では学校現場にも甚大な被害が発生いたしました。三重県教育委員会では、1月10日から三重県のカウンターパートである石川県輪島市に先遣隊を派遣しまして、学校の被害状況などの調査を行いました。その結果を踏まえまして、市町教育委員会の協力も得まして、1月19日から第1次隊を派遣いたしました。派遣チームは3名で編成しまして、現在は第9次隊が支援活動を行っています。

また、支援活動が長期化することを見据えまして、隊員と共に支援活動に取り組むサポート隊員を急遽募集いたしまして、51名の教職員から応募をいただきました。第7次隊からは、このサポート隊員を含めてチームを編成しまして、現地に派遣しているところです。

現地の活動ですけれども、輪島市西部の門前地区の学校で教職員のスキルや経験を生かして活動を行っています。派遣当初は倒れたロッカーや書庫の整理、児童生徒を受け入れる教室の準備、オンライン環境の整備などを行っておりました。児童生徒の登校が再開した後は、登下校の指導、現地教員の授業の支援、児童生徒の心のケアに向けた取組などを行っています。

輪島市内では現在全ての学校で児童生徒の受入れを再開していますけれども、教育活動が通常の水準に戻るめどは立っていない状況でございます。児童生徒もこれまでとは異なる環境に戸惑いながら学校生活を過ごしています。

県教育委員会では、輪島市教育委員会や石川県教育委員会との連携を密にしまして、輪島市の学校が通常どおりの活動を進めていくことができるよう、当面の間、支援活動を継続していくこととしています。

〔24番 藤根正典議員登壇〕

○24番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

災害に対応していくということですから、平時でもしっかりと研修を積んでいくということ、それから、発災後の学校再開といっても、やはり今回の能登半島地震の現場に入って本当に大変だったんじゃないかなと思っています。これは支援に入られた行政職員の方、ほかの方も一緒だと思いますけれども、潰れた家の状況、学校の壊れた状況を踏まえると本当に大変な状況であろうかなと思いますけれども、このときに備えて避難所運営の訓練であったり、そのサポートに加わっていただいていたというお話でした。

また、実際の活動では、被災状況をまず把握するのが一番大変だったろうなと思いますし、再開するにしても、ニュースでも拝見すると、輪島高校の校舎に小学生、中学生も入って一緒に授業をするといったようなところで、安全確保を図りつつ授業再開を進めていただいているんだらうなと思います。

また、多くの児童生徒、そして教職員も被災しているという状況の中で、心のケアに対する支援も必要なんじゃないかなというところも今、感じさせていただいたところです。

そういう状況で、本当に入っていたいただいた当初は、避難所には備蓄もほとんどなく、あるいは通信環境も不安定、さらには、道路も、本当に映像で見る限りでも陥没とか、すごい状況で、移動も難しい中での支援活動が始まっていったということだと思います。教育委員会事務局職員、教職員の隊員の皆さんにとっては本当に初めての支援という部分で、何をしていくべきなのか、あるいは、どこまで自分たちはできるものなのかというようなことも常に考えていただきながら支援に当たっていただいた大変な活動であったんだろうと思っています。

去年の一般質問で、私、指摘させていただいたんですけれども、喜田議員もその後、学校現場の教員不足というところでお話をさせていただいていますが、学校現場はふだんから大変忙しく、さらには、配当されるべき教員が配当されない欠員の問題も厳しくなるばかりです。

全隊員に派遣可能時期を照会しても、所属長の判断もありますし、1週間現場から離れることにより所属校に負担をかけることへの心配や、あるいは申し訳なさもあるのかもしれない。それに、3月に入りましたので、学年末、卒業式、あるいは4月になれば新学期、入学式といったような時期もあると思います。そして、児童生徒の心のケアとか学校再開の事務手続の補助ということを見ると、より専門的な支援も必要ではないかなというところも考えますし、隊員が参画していただくには、学校現場から少しでも出やすい仕組みづくりも必要だと思っています。

さらには、派遣隊から派遣隊への引継ぎがいいのか、派遣隊より期間の長い調整人員といったような人たちが入って、引継ぎがスムーズにいくような形、例えば石川県の現地の方の負担を軽減するためにも、そういう方法はどうかかなというところも思ったりして確認させていただきたいんですが、県教育委員会として、あるいは市町教育委員会にも協力いただいて、隊員所

属校への支援、それが必要だと思うんですが、どうでしょうか。

また、先ほど言いましたけれども、派遣隊員の活動をサポートする調整人員のような方は必要ないのかどうか。その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○**教育長（福永和伸）** まず、現地での活動をサポートする人員が必要かどうかから答弁させていただきます。

県教育委員会では、輪島市に第1次隊を派遣するに当たりまして、県教育委員会事務局の職員2名を同行させまして、現地での受入れ態勢、それから輪島市教育委員会との連絡体制を整えました。

以降は、新たに現地入りする隊が、現場で前の隊から業務引継ぎを受ける日を1日設ける形で派遣日程を組んでおります。そして、県教育委員会事務局の職員が情報のハブとなりまして、関係機関との連携調整に当たっております。隊員が現場でスムーズに活動できるようにサポートを行っております。この体制で、現地に職員を長く置かなくても円滑に回るようにできておりますので、今の体制でおおむね支障はないかなと感じているところです。

それから、所属校への支援ですけれども、隊員の所属校では、隊員が派遣されている間、隊員の授業や校務等を他の教職員が分担して対応するなど、派遣が可能となるよう、学校を挙げて協力いただいています。

市町教育委員会においても、隊員の所属校に教育委員会の職員を派遣したり、養護教諭が隊員になった際には、巡回養護教諭がフォローするように調整したりするなど、様々なサポートに取り組んでいただいています。これは市町教育長にも公の場でお願ひしたことも功を奏しているのかなと思っています。

今後ですけれども、現地活動のサポートにつきましては、今回の派遣を通じて得ることのできたノウハウや経験を生かしまして、隊員の活動を支えるよりよい体制や取組を検討していきたいと思います。

また、隊員が派遣に応じやすいよう、派遣状況について検証しまして、隊員の所属校にどのようなフォローが可能であるか、引き続き検討を行ってま

いりたいと思います。

〔24番 藤根正典議員登壇〕

○24番（藤根正典） ありがとうございます。

所属校への支援については、学校がしっかりと派遣して、出ていっただいて、職員をサポートをしっかりとやっていただいているということと、あと、該当の市町の教育委員会の職員にも学校に入っただいて、というお話も聞かせていただきました。本当にこれが息の長い取組として継続が必要ではないかなとも思っていますので、やはり隊員の方が出やすい環境づくりというのは引き続き考えていっただきたいと思っていますし、派遣先でサポートをする教育委員会事務局職員の方がいらっしゃるということですが、派遣して実際に活動していただいた教職員の皆さん、あるいは事務局職員の皆さんの、ここ、課題じゃないかというようなところをしっかりと把握していただいて、教育委員会としてもさらにステップアップしていけるような形を取っただけならと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、これから毎年来る可能性のある風水害、そして、いつか来る南海トラフ地震等、地震災害に向けた災害時学校支援チームの役割について伺いたいと思います。

能登半島地震の派遣で、厳しい活動の中でも現地教職員の授業支援や学校事務の支援、子どもたちの心のケアの体制づくりなど、多くの知見も積まれてきていると思っています。この知見は、今後の県内外での風水害災害発生時の学校再開支援、あるいは想定される南海トラフ地震への対応などに活かされるものだと考えます。

そこでお伺いしたいんですが、継続中ではありますが、能登半島地震での知見、経験、そして明らかになった課題を今後どう生かしていこうとしているのか、そして、起こるであろう風水害の災害、そして南海トラフ地震に対して、今後の三重県災害時学校支援チームがどう関わっていくのかといった教育委員会としての考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、今後について答弁させていただきます。

今回の派遣は、三重県災害時学校支援チーム発足後、初めての被災地派遣となりました。

被災地で活動した隊員からは、災害が発生したとき学校がどのような状況になるのかを知ることができた、学校を再開するまでの課題や取組が分かった、災害に備えて事前に取り組んでおくべきことを学んだなどの声が届いておりまして、支援活動を通じて多くの気づきや学びを得ることができたと考えています。

また、三重県教育委員会、我々としても、災害発生時の初動対応や迅速に隊員を派遣する体制など、様々な経験を積み、教訓を得ることができました。

今回の支援により得られたこれらの気づきや学びは、三重県の学校関係者でしっかりと共有しまして、南海トラフ地震等に向けた防災対策、それから防災教育にも生かしていくことが重要と考えています。

今後は、派遣隊員が被災地で学んだことを取りまとめまして、学校関係者に共有する機会を設けまして、各学校の災害発生時の初動体制の見直しなどに生かします。また、児童生徒に対して被災地の状況を伝えるなど、防災教育にも生かしていきます。

加えて、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、三重県災害時学校支援チームが迅速に支援活動を展開できるよう、今回の派遣体制や支援内容などを検証しまして、隊員に対して必要な研修を実施したり、新規隊員を養成したりするなど、チームの強化に取り組んでまいります。

〔24番 藤根正典議員登壇〕

○24番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

本当に今まで県外で活動していただく初めての機会ということで、その経験、知見というのは本当にこれからの活動に生かせるものだと思います。教育長がおっしゃったように、県内の教職員、そして市町教育委員会も含めて、行政に関わる皆さんでぜひ情報共有をしていただきたいと思います。情報共有をして、本当に学校が被災して、そこからどう立て直していくのかとい

うのが、実際の経験をした人たち、実際に見聞きした人たちの経験というのがすごく大きいと思いますので、情報共有を進めていただきたいと思いますし、子どもたちに防災教育として現地の状況を伝える、そして、どういう行動を取るべきなのかなというようなことも伝えていく、そういった機会にぜひ活用していただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、災害時学校支援チームのサポート隊員のお話も先ほどありましたけれども、やはりそういった活動をしていただく方を増やしていくということも必要だと思っています。本当にその部分を頑張っていたいただけたらと思います。

最初の質問ともかぶるんですけども、やっぱり出ていって活動していくために、学校現場とか隊員個人への過度な負担というのはできるだけ避けるべきだと思いますし、そのことが息の長い支援に取り組むことのできる体制につながっていくんじゃないかと思っています。隊員の所属校への支援の在り方も含めて、教育委員会として十分な検証、検討を行っていただいて、来てほしくはありませんけれども、災害発生時によりスムーズに支援活動のできるチームづくり、チームの強化に努めていただきたいと思っています。

そして、今回は教育委員会から災害時学校支援チームのお話を聞かせていただきましたけれども、知事部局の職員、そして、消防職員、警察職員など多くの被災地で頑張っていた職員の皆さんにも、やはり後顧の憂いなく出ていっていただく、頑張っていたいただくためにサポートというのは必要ではないかなと思っていますので、この能登半島地震、本当に今の映像を見てもまだまだ支援が必要だと思っています。息の長い支援につながる体制づくり、ぜひ今回の状況を見ながら進めていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後の質問に移らせていただきます。

緊急輸送道路等県管理道路の災害時に対応する改修・整備について伺いたいと思います。

今回の能登半島地震、質問でもありましたが、上下水道の復旧のめどが立

たないであるとか、交通網の寸断が大変な状況であるといったことで、いまだにインフラの復旧がなかなか進んでいない。被災された皆さんの避難生活や復旧活動、そしてボランティアの受入れといったところまで大きく影響しています。中でも、被災状況の厳しい輪島市、珠洲市など、能登半島の先端部、奥能登への交通手段は著しく制限せざるを得ないといったような状況も続いています。

2月14日の全員協議会でも、19日、20日の議案聴取会でも、石川県の地理的条件が三重県ともよく似ているといったようなところで、被災地の支援活動や調査を通じて得られる気づきを本県の防災・減災対策に生かしていきたいというお話でありました。

県土整備部長にお伺いしたいんですが、施策の3本柱として、強靱な県土づくりの強力な推進といったような形で、近年の激甚化・頻発化する風水害や切迫した地震災害等に屈しない強靱な県土づくりに向けて、あるいは救助、救援活動を支えるインフラの強靱化として、緊急輸送道路等の機能強化に取り組むというお話を聞かせていただいております。

緊急輸送道路ですが、高速道路、自動車専用道路、主要国道及びその道路を結ぶネットワークとして必要な主要県道です。そこにしっかり機能を確保していく事業を進めていくという形で、（パネルを示す）これは尾鷲建設事務所管内の緊急輸送道路、色がついている線が緊急輸送道路になります。紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、国道42号、260号、311号と、ネットワークを構成する県道からできています。（パネルを示す）これは熊野建設事務所の管内でございますが、同様に、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、国道42号、169号、309号、311号とネットワークを構成する県道からできています。

そこでお伺いします。

東紀州地域においては、緊急輸送道路等機能確保事業について、緊急輸送道路である県道矢口浦上里線、国道311号、国道309号、県道鵜殿熊野線についてどのような機能確保対策が取られてきたのかお聞かせいただきたいと思っております。あわせて、今後予定されている緊急輸送道路の機能確保対策について

てお聞かせください。お願いします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、東紀州地域の緊急輸送道路の整備状況についてお答え申し上げます。

今回の能登半島地震により、議員も御指摘のとおり、ライフラインをはじめとするインフラ施設の重要性が再認識されたところでありまして、特に地震発生後の円滑な救急、救援活動や緊急物資の輸送にとって大きな役割を担っている緊急輸送道路の機能を確保することは、人的・物的被害の拡大、被災後の混乱の長期化を防ぐためにも大変重要であると考えております。

みえ元気プランにおいて、災害に強い県土づくりの取組の一つとして、緊急輸送道路等機能確保事業に取り組んでいるところであります。緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊を未然に防ぐ橋梁の耐震対策、道路ののり面対策等、災害時における緊急輸送道路の機能の確保を進めているところであります。

議員から御指摘のありました東紀州地域の道路について具体的に申し上げますと、県道矢口浦上里線では耐震対策が必要な橋梁2橋、全てが完了しています。

次に、国道311号では、耐震対策が必要な橋梁35橋のうち32橋が完了していきまして、残る3橋も現在架け替えや補強を進めているところであります。また、のり面対策では、対策が必要な9か所のうち6か所が完了しております。

次に、国道309号では、耐震対策が必要な橋梁3橋全て完了しております。また、のり面対策では、対策が必要な5か所のうち3か所が完了しております。

最後に、県道鶴殿熊野線では、耐震対策が必要な橋梁8橋全て完了していきまして。また、のり面対策では、対策が必要な箇所7か所のうち5か所が完了しております。

このように、東紀州地域の緊急輸送道路において、橋梁の耐震対策は令和

8年度に完了の見込みであります。ただし、のり面対策については令和6年度に2か所で新規着手している状態で、残る7か所についてはまだ未整備のため、順次対策を進めていると、そういうような状況であります。

今後の方針でありますけれども、今回能登半島地震で多くの道路が被災したことによって孤立集落が発生して、救急・救援活動に支障を来したところでもあります。このような教訓を踏まえまして、可能な限り孤立集落を発生させず、緊急輸送も確保できる災害時の道路ネットワークの構築に向け、緊急輸送道路等機能確保事業について、これまで以上にしっかりと進めていく所存であります。

〔24番 藤根正典議員登壇〕

○24番（藤根正典） ありがとうございます。

計画的に進めていただいていることを確認させていただきました。

県道矢口浦上里線についてはバイパスのほうも完成して、今年中に完成というようなお話も聞かせていただいておりますし、橋梁の部分、それからのり面の部分、状況と今後の様子、確認させていただきました。

これまで続けていただいた橋梁の部分、土砂崩れ対策の部分等々、引き続き各市町の要望も聞いていただきながら、計画的に進めていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、身近な県管理の生活道路の災害時に対応する改修・整備について伺います。

県民が安全で快適な暮らしを实践できるよう、身近な生活道路における適切な道路維持管理もとても大切です。

緊急輸送道路ではない県道も、各集落の皆さんにとっては災害による孤立を常に心配する道路であります。東紀州においては、先ほど説明していただきました緊急輸送道路がどうしても海岸部を通っているという状況があります。国道309号については海岸部から奈良県へ、国道311号については和歌山県へといったような形のところはありますけれども、ほぼほぼ緊急輸送道路と山間部の各集落を結ぶ生活道路については、やはりその部分の孤立対策

といった意味合いも重要ではないかなと思っています。

そこで、身近な生活道路の整備についてどのように考えているのかお聞かせいただきたいのと、県道七色峡線、県道御浜紀和線、県道紀宝川瀬線について、これまでの整備状況、今後の予定についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、身近な生活道路の整備の状況についてお答え申し上げます。

各集落を結ぶ生活道路については、その地域で生活する人が住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道路でありまして、災害時においても救急車や消防車の通路となり、人々の避難路となる大変重要な道路と考えております。

身近な生活道路についても、災害発生直後から災害活動を迅速かつ効率的に行えるよう、幅員が狭い未改良区間の拡幅、バイパス整備や待避所整備などを推進しているところであります。

具体的に議員から御指摘のあった道路について申し上げますと、県道七色峡線の瀬戸地区においてはバイパス事業を実施しておりまして、令和6年度の開通を目指して残りの舗装工などを進めております。

県道御浜紀和線の西原地区ではバイパス事業を実施しております。これまでに橋梁工などを進めておりまして、来年度以降も早期完成を目指して工事を進めてまいります。

次に、柿原地区においてですが、現道拡幅事業を進めておりまして、こちらについては令和6年度の開通を目指して、残る舗装工などを進めているところであります。

次に、県道紀宝川瀬線の高岡地区では現道拡幅事業を進めておりまして、令和5年7月には約0.7キロメートルについて部分供用をしております。来年度も引き続き工事を進めてまいります。

また、紀宝川瀬線の鶴殿地区では新宮紀宝道路へのアクセス道路の整備を

進めておりまして、新宮紀宝道路本線、これが一応令和6年秋の開通ということをご予定されておりますので、その開通に向けて開通できるよう、残る舗装工などを進めているところであります。

これら身近な生活道路の整備についても着実に進めていきたいと考えております。

〔24番 藤根正典議員登壇〕

○24番（藤根正典） ありがとうございます。

七色峡線の瀬戸バイパス、令和6年度供用。それで、御浜紀和線の西原バイパス事業も引き続き続けていく。柿原の拡幅工事、毎日確認させていただきながら通勤させていただいております。紀宝川瀬線についても高岡の拡幅を継続してやっていくということでございました。本当に引き続き年次計画の下で進めていただけたらと思っております。

最後になんですが、県道小船紀宝線なんですけれども、昨年、紀宝町長との円卓対話で、一見知事のほうから浅里地区内の県道バイパスについての事業化の発表が行われて、地元の皆さんも大変喜んでいらっしゃいます。

また、2月4日に、元気やで！浅里なれ寿しまつりというのがあったんですが、一生懸命地域の皆さん、運営を頑張っていたんでございますけれども、浅里に何うと、鮎田地区から浅里までのちょうど熊野川沿いの狭隘道路の要望をよく聞かせていただきます。悪くなった局所的、応急的な対応というのは、熊野建設事務所でもいつも気をつけていただいて対応をいただいております。熊野川沿いも狭隘道路のため、常に通行には慎重さが求められているといったような道路でございますが、県道小船紀宝線の今後の整備について、考え方をお聞かせいただけたらと思います。お願いします。

○県土整備部長（若尾将徳） 県道小船紀宝線でございますけれども、こちらの路線については沿線住民の生活に非常に大事な道路というだけではなくて、紀宝町の観光振興にも寄与する路線であると認識しております。

しかしながら、未改良区間が点在しておりますので、特に浅里地区において幅員が狭く、車両の擦れ違いが困難な箇所、そして見通しが悪い箇所とい

うのがあります。こちらについて、昨年度地元からの要望が特に強いということから、今年度からバイパス事業に新規事業着手しまして、現在、調査設計を進めているところであります。

来年度からは用地買収を進める予定としておりまして、できるだけ早い工事、完成に向けて工事着手を目指して頑張っていきたいと考えております。

〔24番 藤根正典議員登壇〕

○24番（藤根正典） ありがとうございます。

引き続きの取組をよろしくお願ひしたいと思います。

時間が参りましたので終了させていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

休 憩

○副議長（杉本熊野） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。15番 石垣智矢議員。

〔15番 石垣智矢議員登壇・拍手〕

○15番（石垣智矢） 皆様、改めましてこんにちは。自由民主党会派、いなべ市・員弁郡選挙区選出の石垣智矢でございます。

今年度、既に2回目の一般質問に立たせていただいております。非常にありがたいところございまして、本日もしっかりと質問させていただきたい

と思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭でありますけれども、1月1日、能登半島地震におきまして、たくさんの方々がお亡くなりになられました。お亡くなりになられた方々に対しまして御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

私自身、現在防災対策部関係の常任委員会の委員長を務めておりますので、能登半島地震に関する復旧・復興支援並びに本県の防災・減災対策に全力で取り組むことをお誓ひ申し上げます、質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず一つ目は、国道421号大安インターチェンジアクセス道路事業におけるストック効果について質問をさせていただきます。

一般国道421号は桑名市の国道1号を起点とし、東員町、いなべ市を経て滋賀県まで延びる幹線道路です。この路線は、いなべ市、東員町から桑名市街地を直結する生活道路として、また、いなべ市北部及び桑名市に立地している企業や工場などの産業道路として、北勢エリアでも重要な役割を担う道路となっています。

現在、令和8年度全面開通予定の東海環状自動車道の整備が進められており、また、令和6年度にはいなべ市役所前に北勢インターチェンジが新たに開通予定であるため、さらなる交通量の増加が見込まれております。

そのような中、昨年12月の国土強靱化関連予算の確保により、国道421号アクセス道路事業に多額の補正予算をつけていただきました。これにより完成見通しが令和6年度末から令和6年内と3か月も前倒しとなり、地元の皆さんからも非常に喜びの声をいただいております。

私も昨年6月の一般質問で、国道421号含めたアクセス道路の整備促進についてお願ひをさせていただきました。このような形で多くの予算をつけていただきまして、一見知事をはじめ、若尾県土整備部長、県土整備部の皆様、

そして関係する全ての方々に感謝を申し上げたいと思っております。

この国道421号が整備されますと、二級河川である員弁川を渡河するいなべ大橋が新たに整備されるため、現道の三笠橋での朝、夕方の通勤時の慢性的に発生している交通渋滞の緩和に大きく期待されているところであります。

近隣には多くの従業員を抱える大手企業も多数存在しているため、ストック効果は絶大なものがあると察するところでございますけれども、改めて本県の考える国道421号大安インターチェンジアクセス道路事業におけるストック効果について、若尾県土整備部長の見解をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** すみません。まず答弁に入る前に、議員から前倒しについてお礼を言われましたので、こちらからもお礼を言いたと思います。今回、たくさんの補正予算がつかまして、そのために早期整備ですね、各建設事務所が、発注を一生懸命頑張ってくれました。そういった事務所の職員の励みになると思いますので、本当にこういった発言をしていただきましてありがとうございます。

それでは、答弁に入らせていただきます。

現在、国において整備中の東海環状自動車道についてでありますけれども、岐阜県と三重県の北勢地域を直結することで高速ネットワークを形成し、地域開発を支援することを目的として事業を進めておられまして、令和6年度には大安インターチェンジから、仮称であります、北勢インターチェンジが開通する予定となっております。

この開通に伴い、インターチェンジ付近が渋滞することが予想されるため、県において、バイパスによるアクセス道路の整備を進めております。これが国道421号大安インターチェンジアクセス道路事業であります。

このアクセス道路の整備により交通渋滞の緩和を図るとともに、インターチェンジまでのアクセス時間を短縮することで、大安インターチェンジへのアクセス向上を図るとともに、産業集積地である当地域への交通利便性も改

善され、地域産業への支援が期待できることとなります。

さらに、東海環状自動車道へアクセスする新たな輸送路が追加されることで、災害時の輸送機能の強化も図れるものと考えております。

加えて、国道421号周辺にはキャンプ場や公園など、いなべ市の自然を生かした観光拠点が点在しております。新たなバイパス整備により各観光地へのアクセスが容易となり、観光産業のさらなる活性化についても期待できます。

令和5年度補正予算により、アクセス道路の令和6年度中から令和6年内の前倒しの開通が可能となりますので、現在も朝夕を中心にこの道路の周辺については渋滞が発生しておりますので、こちらについての早期の緩和が見込まれるということとなります。

このように様々な整備効果の発現が期待できることから、県としましては、東海環状自動車道の開通に遅れないよう、令和6年内の開通に向けて安全第一で工事について進めていきます。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

改めて私からも、本当にありがとうございます。お返しをさせていただきたいと思います。

先ほど答弁にもありますように、やはり災害時の輸送機能としても非常に力を発揮するところもありますし、観光でありますとか地域の経済というところにも非常に大きな効果をもたらすのが国道421号の整備でもあります。

また、地域のお話、詳しくお話をさせていただくと、この渋滞、先ほどは現道の三笠橋の朝と夕方の時間帯の渋滞のお話をさせていただいたんですが、その隣に大泉橋というのがありまして、また、その隣には大社橋、中央大橋、念仏大橋という形で、員弁川を渡る道路というのは非常に限定的であって、また、右折車線等がない道路もあって、他の道路ですらもかなり混み合っているという状況でありますので、このいなべ大橋が新たに新設されることによって交通渋滞が分散化されるというところで、他の道路についても非常に

渋滞緩和が見込まれると地域の皆さん方も期待をさせていただいております。

近隣の大手企業の幹部の方とも先日お話をさせていただいた中で、やはり企業の方々も非常にこのアクセス道路が新たに開通することによって、企業のメリットも非常に大きいんだということもお話をいただきましたので、先ほど答弁にもありましたように安全第一で、また、この工事が予定どおり進むことを切にお願い申し上げまして次の質問に移らせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次に、2点目であります。

令和7年の戦後80年を迎えるに当たって、知事の思いというところで、ぜひとも伺いたいと思います。

1945年、昭和20年の第二次世界大戦が終結してから、令和7年で80年の節目の年を迎えます。さきの大戦の傷痕は78年たった今もなお人々の心に深く残っております。二度と悲惨な戦争を繰り返さないためにも、戦争の教訓を風化させることなく、平和の尊さ、大切さを次世代に語り継いでいくことが、今を生きる私たちの最大の使命であります。

戦後80年に向けての取組は、各地域や各遺族会の方々でも既に取り組んでいただいております。私の地元の員弁地区遺族会でも、会員の高齢化が進む中、次世代へ思いをつなぐ継承事業、また、遺族会以外の方々も参加しやすい組織づくりに取り組まれています。

若い世代を中心とする新しい組織の発会や、平和のシンボルモニュメントとなる平和の鐘の設置、記念碑の安全対策や慰霊碑等周辺を平和記念公園化するなど、何年も前から中長期的な改善計画に取り組まれています。

私も遺族会の方々とお話をさせていただくときに、（現物を示す）改めてこういったいろんな資料等をつくっていただいて、また、慰霊碑に関しては非常に危険なんだということもいろんな方々にお示ししながら、遺族の方以外の方々にもお声がけをしながら取り組んでいただいているというのが今の私の地元の員弁地区の遺族会の皆さん方です。

こういった員弁地区遺族会の取組というのを、地域の取組のお話を子ど

も・福祉部の担当課にもお話をさせていただいたところ、県としてぜひお話を伺いたいということで、これからまた意見交換の場を設けていただけるといことをお話ししていただいておりますので、ぜひまたよろしくお話ししたいと思います。

一見知事においても、平和政策に関しては誰よりも強い思い入れがあるのではないかと感じております。過去の答弁の中でも、知覧の特攻平和会館のお話をされたときに、涙ながらにお話をされていたことがとても印象に残っております。

私も先日、沖縄三重の塔に伺ってまいりました。また、他の戦争資料館、平和祈念館等へも行ってきました。涙なしには見ることはできませんでした。命の大切さを改めてかみしめさせていただいたところでございます。

また、昨日は地域の遺族会の方が主催する慰霊祭の祭祀も務めてまいったところでございます。遺族の方々とお話をさせていただくたびに、改めて平和の尊さ、大切さを次の世代に引き継いでいく重要性を再認識したところでございます。

そこで、知事にお伺いいたします。

令和6年度当初予算案の中にも平和政策に関連する予算が見受けられますけれども、令和7年の戦後80年を迎える上での知事の思い、また、戦後80年の祈念事業等の思いへも含めて、ぜひお話をいただきたいと思ひます。よろしくお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 平和は何よりも重要でございます。少し答弁が長くなるかもしれませんが、お許しをいただければと思ひます。さきの大戦に関しまして、冷静な評価と反省が必要だという答弁をさせていただきたいと思ひます。

ポイントは、歴史に学ぶということ。そして、2点目は、政治の覚悟ということでもあります。学徒出陣でありますとか、あるいは統制の外道、戦術の外道というか、普通のやり方ではない戦術だということではありますが、と言

われた特攻であります、多くの若者の命を奪うなど、同胞300万人の命が失われたと言われておりますし、また、アジアで多くの国に迷惑をかけたのも事実であります、その戦争になぜ日本は突き進んだのか。

また、開戦時の日米の国力差であります、GDPで7倍から11倍とされています。また、鉄鋼の生産能力は12倍、アメリカのほうが大きかった。自動車の生産台数の差は100倍以上、そして発電量の差は5倍とも言われています。そうしたアメリカとの戦いになぜ日本は突き進んだのでしょうか。アメリカだけではなくて、外交力の貧困、国際感覚の欠如であります、欧米列強、これを敵に回すという泥沼の戦いになぜ日本は進んだのか。

昭和天皇は、敗戦直後の昭和20年9月9日、疎開先の奥日光におられた11歳の今の上皇陛下に対して手紙をしたためられております。岩波新書の『百年の手紙』という本の中に収められていますが、そこで昭和天皇はこうおっしゃっています。敗因について一言言わせてくれ。軍人がばっこして、大局を考えず、進むを知って退くことを知らなかったからですとおっしゃっております。

このことから分かりますように、さきの大戦の原因は軍部の暴走を許したことであります。しかし、それを許したのは政治であります。統帥権の独立という憲法論議、これは統帥権の干犯とも言われますが、そして、軍部大臣現役武官制、これを1936年にも復活させていますが、いずれもシベリアンコントロールの自死、自殺行為であります。ただ、この二つとも政治の決定であります。国家の存立に関わる制度を弄んだ政治家の責任は重いと言わざるを得ません。したがって、以前の答弁で、戦争を抑止するのは政治の覚悟と申し上げたわけであります。過去を反省して、道を誤らないためには、さきの大戦の記録を語り継いでいくことしかありません。したがって、ポイントの一つ目に言いました歴史に学ぶということが重要なわけであります。

昨年、5万3000柱の三重県の同胞が眠ります沖縄の三重の塔で聞きました、伊藤三重県遺族会長のお言葉であるとか、あるいは、お父さんと呼びかけられた村田さんの魂の言葉。これを私は忘れることができません。こうした気

持ちを持ち続ければ、戦争に突き進むということはないのではないかと考えております。

今、多くの先人の皆さんと、そして、アジアの人々との犠牲の上に享受をしているこの平和と繁栄であります。日本の周辺は危機に満ち満ちております。重要影響事態が存立危機事態に直結する事態も考えられます。憲法の規定に基づいて、平和安全法制を活用して、平時の備えを強化し、専制主義国家の暴走に対応する必要もあるかと思っております。

温故知新という言葉があります。古きに学んで、そして、今の生き方を考えていく。何をしなきゃいけないかを考えていくということだと思っております。80年の事業につきましても、今まで我々が、あるいは先人が積み上げてきたこの歴史をしっかりと学ぶような形で、我々の世代に、もっと言うと、さらに次の世代に戦争の悲惨さということ、決して侵してはならないということ伝えていきたいと考えております。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 知事から御答弁をいただきました。まさしく政治家の覚悟という点からもお話をいただけたのではないかなと思っております。

私も同じく歴史から学ぶということは非常に重要だと思っておりますし、やはり歴史から学んでいくということを継続していくということが大事だと思っております。

今回、私も子ども・福祉部のほうに答弁を聞かせていただくのは、まさに私は慰霊事業の観点でもぜひ継続いただきたい。継続していくということに重きを置いて質問をさせていただいたかったので、まさに知事のほうからも、次の世代、また、さらにその次の世代まで継続して、こういった戦争について語り継いでいくということをやっていくということをお話しいただいたので、非常にありがたい答弁だったと思っております。

それでは、2点目の沖縄「三重の塔」の環境整備について御質問をさせていただきたいと思っております。

まさに継続をするという観点からの質問でございます。

沖縄「三重の塔」は、さきの大戦で沖縄や南方諸地域等で戦没された三重県出身者約5万3000柱の御霊が祭られております。昭和40年6月に三重県が設置し、地は沖縄でありますけれども、三重県が所有、管理を行っております。三重の塔では、昭和53年度以降、原則毎年、三重県出身者の戦没者慰霊祭が執り行われており、今も犠牲となられた方々の慰霊事業を継続いただいているところでございます。

先日、沖縄三重の塔に私も行ってきたところです。新型コロナウイルス感染症の影響もあって4年ぶりでしたけれども、4年ぶりに献花をさせていただきました。犠牲となられた戦没者の方々の御霊に対して哀悼の意を表するとともに、戦争の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、平和の尊さと大切さを次の世代に引き継いでいくことをお誓い申し上げてきたところでございます。

(パネルを示す) こちらが三重の塔でありますけれども、こちらは慰霊塔でありまして、正面のところに5万3000柱の御霊が祭られているところでございます。ちょっと資料が多いので、次々に提示させていただきましても、(パネルを示す)そして、この三重の塔の前にある前庭といいますが、こちらのほうで慰霊式が行われているところでございます。(パネルを示す)そして、こちらが三重の塔の入り口であります鳥居がありまして、この鳥居の手前の階段を上って前に進んでいきますと、(パネルを示す)こちらが築山であります。この築山は鈴鹿の山々をイメージしてつくられているところでございます。(パネルを示す)そして、さらに奥へ進んでいきますと、こちらが石橋でございまして、こちらのほうは五十鈴川に架かる宇治橋をイメージして造られたというふう聞いております。(パネルを示す)先ほどは正面の入り口から入ったものについて説明をさせていただいたんですが、この入り口の脇に、入り口から前庭まで続くスロープのほうも設けられているところでございます。こちらが沖縄県営平和祈念公園内にある三重の塔であります。

施設が設置されてから既に58年という月日が経過しており、狭い道路や、

先ほども見ていただいたように、高い段差等もあることから、三重県遺族会や関係する方々からも改修してほしいとの声が多く寄せられていると聞いております。また、令和3年2月に現議長であります中森博文議員の一般質問でも老朽化が進む三重の塔の施設改修の強い要望がなされており、沖縄戦最後の戦闘地、激戦地である摩文仁の丘に立つ三重の塔の建立趣旨でありますとか、慰霊式が継続されてきた意味というのをいま一度深く考えるべきときが戦後80年なのではないかと感じております。

そこで、子ども・福祉部長にお聞きいたします。

戦争の悲惨な実態と教訓が風化していくことが懸念される中、平和の尊さを次世代へ継承し続けていくため、三重県遺族会の意向等も踏まえた上で、沖縄「三重の塔」をどのような考え、方向性の下で環境整備に取り組みられていくのか、御答弁のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 沖縄「三重の塔」を今後どのように整備していくかについてお答えしたいと思います。

議員からも紹介がありましたように、この三重の塔、昭和40年に多くの県民の皆さんや市町村、また、団体の皆さんから寄附をいただきまして整備され、その後県に譲渡された施設となっております。

三重の塔については、これまで遺族会が主催で慰霊式を開催してきたんですけど、令和4年度から、遺族会の皆さん、高齢化しておりまして、これを引き継いでいくということで県が主催して式典をしております。

慰霊式にはこれまでも多くの県議会議員の皆さんに御出席いただくとともに、令和5年度は、複数の市長、町長の皆さんにも御臨席いただいたところでございます。

苑内の今の現状なんですけど、三重の塔の苑内は、議員もおっしゃったように、石橋とか築山でふるさと三重の五十鈴川の清流であるとか鈴鹿の山々を表現した造りになっております。一方で結構、写真以上に高低差があったりとか、慰霊式を行うスペースが狭くなっておりまして、こういうのを考え

ると、設置から60年程度経過した今日では御高齢になった遺族の方には利用しづらい状況となっております。

こうした中で、三重県遺族会からは、慰霊式には市町の方をはじめ、より多くの方々に出席していただきたいとの申出をいただくとともに、慰霊式を行うためのスペースの拡充であるとか、段差の解消といった環境整備についても要望をいただいているところでございます。

県としましては、多くの県民が犠牲となった沖縄の地において、御遺族や市町の方々と共に今後も慰霊式を開催していくことが、戦争の悲惨さや平和の尊さを継承していく上で重要であると考えております。

そのため、今回の整備では、慰霊式に参列される高齢者や、修学旅行等の団体で訪れる方が安全に利用できるよう、支障となる工作物を撤去し、バリアフリー化を図るとともに、慰霊式等を行う十分なスペースを確保できたらと考えております。

今後、令和7年の戦後80年に向けて、より多くの方々に三重の塔にお越しいただけるよう環境整備を図り、戦没者に対する慰霊や平和への思い、これをしっかりとつなげていきたいと思っております。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

県としては、今後こういった段差であるとかを一旦撤去して広いスペースをつくりながらバリアフリー化をしていく、そういったところでありました。遺族の方々がお参りしやすい環境ということで、ぜひ遺族の方々のお声を存分に聞いていただいて対応していただきたいとも思っています。

私自身も三重の塔へ行かせていただいて、いつも、今の慰霊碑も十分すばらしいんですね。私自身も心が穏やかになるというか、今の三重の塔に関しても非常にすばらしいものがあると思うんですが、冒頭から申しているように、やはり継続するということが一つ大事な戦後80年の要素になってくるのかなとも思っています。

僕が沖縄のほうへ行かせていただいたときも、ちょうどつえをついた、

ちょっと年齢は分からないんですが、お年を召した方がこちらのほうの慰霊の塔に来られておりました。もちろんスロープのある道路もあるんですけど、やはり通られる方は正面のほうから入られております。つえをついたおじいさんでしたけれども、なかなか段差を上ることができていませんでした。そういうところから考えると、いま一度、先ほど答弁でもおっしゃっていたように、たくさんの方が足を運んでいただけるような、また、いつでも誰もがこの地に足を運んでいただけるような、そんな環境整備をぜひとも、遺族会の方々の声をぜひ存分に聞いていただいて進めていただきますことをお願い申し上げたいと思います。

それでは、3点目でありますけれども、3点目は、記憶の継承と戦争資料・遺品の継承について質問をさせていただきます。

3点目は、我が国では、さきの大戦が年々遠い過去の出来事になりつつありますけれども、戦争を知らない世代にとって、戦争体験者による語りでありますとか、当時の貴重な戦争資料、遺品は、戦争で亡くなった方やその家族の思い、戦時中の厳しい暮らしに思いをはせることのできる貴重なものがあります。

特に戦争資料や遺品は個人で管理されているものがほとんどでありますけれども、近年、世代が変わることでその価値が引き継がれないことでありますとか、保管が難しいなどの理由から処分されてしまうケースも増えてきています。

そのような中、記憶とものの継承に積極的に取り組む滋賀県平和祈念館でお話を聞いてきました。（パネルを示す）こちらが滋賀県の平和祈念館であります。こちらはもともと愛東町役場があった既存施設を利用して平成24年に開館し、県が設置し、県が運営をしております。多くの方が犠牲となった戦場の姿や、戦時中の子ども、また、県民の暮らし、こういったものを様々な角度から学ぶことができる、そのような平和祈念館となっております。

（パネルを示す）こちらがメインの展示場でありますけれども、やはりもともと役場の、既存施設ということもあって、かなり広いスペースで展示がさ

れております。（パネルを示す）こちら県民の方々、また、滋賀県に
関係する方々から寄せられた、提供された遺品が展示されて
おります。

特にこの資料収集という観点におきましては、戦争体験談の方々の
情報提供、こちら、2300人以上の方々から戦争の体験談という
ものを収集しております。また、寄贈された資料数に関しては
5万点を超えております。今でも毎週30点ほどの資料提供が
あり、適切な保存作業の後に収蔵資料を後世に伝えるため、
展示や平和学習での実物資料としても活用されておりました。
また、県内の遺族の方々からも、本人はもちろん、その子や孫
世代までもが年を取る中で、戦争時の資料は次の世代には捨
てられてしまうのではないかと危惧している、そんなお話も
聞いてきたところでございます。

戦争資料、遺品を次の世代に引き継いでいく、ものの継承の
考え方についても、ぜひとも持っていただきながら進めてい
ただく必要があると考えますけれども、戦後80年を迎えるに
当たり、記憶の継承と戦争資料・遺品の継承という観点につ
いて、どのように考えているのかお伺いをいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 戦争の悲惨さ、平和の尊さを
どう継承していくか、記憶とものの両面からどう考えているか
というところについてお答えしたいと思います。

戦争を知らない世代が、戦争と平和について考え続けていく
ためには、記憶とものの両方を継承していくことが県として
も重要であると考えています。

三重県総合博物館では、三重の優れた自然、歴史、文化に
関わる様々な資料を所蔵しており、定期的に企画展を開催
しております。その一環として、毎年夏には戦前から戦中、
戦後にかけての暮らしや戦争に関する資料等を展示して
きたところでございます。

また、当部では、平成16年度にインターネットの普及を踏
まえ、県内各地の戦争資料を誰もが気軽にアクセスできる
よう、県のホームページ上に三重県戦争資料館を開設して
います。

戦争資料館では、戦後60年に向けた平和祈念事業として、
三重県遺族会が

調査、収集した兵士や留守家族等の体験文集であるとか、軍服、勲章等の遺品、弾薬庫や防空壕の施設跡の写真などを公開しています。

令和5年度のアクセス回数は、1月から10か月で、遺品や施設跡の資料の掲載ページでは約7万回を、体験文集の掲載ページでは3万8000回を超え、多くの方に御利用いただいているところでございます。

今後、戦後80年に向けては、戦争資料館を学校や家庭での平和学習などにより一層活用をしていただくとともに、実際に遺品等を見ていただく機会を増やしていくことが重要であると考えています。

このため、戦争資料館を閲覧した方が、県内の弾薬庫や防空壕跡、遺品等を展示している施設を訪れるきっかけとなるよう、地図を作成して紹介するページを追加するなど、内容の充実に努めてまいります。

あわせて、遺品の寄贈の申出があった場合には、戦争資料を展示し、受入れを行っている地域の郷土資料館等を紹介するなど、御遺族の意向に沿った対応をしていきたいと考えております。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

三重県総合博物館のほうでも遺品でありますとか戦争資料のほう、戦争展示という形で、県民の皆さん、また、様々な方々に見ていただきながら活用されているということでありましたし、また、ホームページのほうでは戦争資料館のほうでたくさんのアクセスがあるというところでございました。ぜひ、戦争資料館のお話をされたんですけども、恐らくこの戦争資料館に今掲載されているものでありますとか遺品というものはあくまでも個人のものでありまして、これが今現存するのかどうか、恐らくそこまで後追いつてきていないのかなとも思いますので、こういったものをしっかりと次の世代に残していくというところの考え方をいま一度また検討いただきたいなと思っております。そして、実際の防空壕でありますとか、現存するものところに、やはり目で見て、手で触れてみて、また、その場の雰囲気、鼻で感じていただいたりだとか、五感でこういったものを体験として捉えていく

ということが、非常に私はこれからの改めて平和を知るという意味では重要な観点かなと思いますので、先ほど地図をつくっていろんな方に足を運んでいただけるような、そんな取組をということでしたので、ぜひとも引き続きこういった戦争資料であるとか、物品の継承というところには力を入れていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、戦後80年を迎えるに当たってという質問をさせていただきました。令和7年までもうあと2年、切っているところではありますが、やはり継承をするということと、継続をする。ぜひ私はこの2点についていま一度、戦後80年に向けて、共通認識の下、取り組んでいただきたいなと思っております。地域のほうでも、また、市町のほうでも様々な平和政策に取り組んでいただいておりますので、そういったところとも連携しながら、県民の皆さん方、同じ方向を向いてこの戦後80年、みんなで迎えることができるように、県としても推し進めていただくことをお願ひ申し上げまして次の質問に移らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

次に、3点目は、ベトナムとの交流についてということで質問をさせていただきます。

本県の外国人住民数は、令和5年12月末時点で6万2561人ということで、前年より5282人の増加で、過去最多の総数となりました。その国籍を見ても、1位がブラジル、2位がベトナム、以下、フィリピン、中国、韓国と続いている状況でございます。

その中でも、ベトナムは平成23年から13年連続で増加しており、令和5年は前年比プラス18.3%、1956人増の1万2639人、最も増加数が多い国でありました。

本県では、令和4年4月に三重県ベトナム名誉領事館が開設をし、鈴鹿のほうに開設されておりますけれども、県とベトナムとの経済、スポーツ、文化交流のほか、県在住のベトナム人の各種相談にも対応をいただいております。

また、昨年9月には日本とベトナムとの関係樹立50周年の節目であったた

め、全国各地で祝賀事業が行われ、改めてベトナムとの友好関係構築の機運が高まっているところでもあります。

我々三重県議会においても、令和4年度に日越友好議員連盟が発足し、議会という立場からも交流を図っているところがございます。

今年度の取組としては、昨年7月にファン・クアン・ヒエウ大使をお迎えしてのベトナムセミナーの誘致、こちらのほう、三重県開催でしたけれども、ベトナムセミナーの誘致をさせていただいたり、11月には駐日ベトナム大使館にてファン大使との意見交換、こちらのほうも日越友好議員連盟で訪問させていただきました。

そして、今年1月には日越友好議員連盟でベトナムを訪問し、現地での交流促進を図ってきたところがございます。(パネルを示す)こちらがベトナムセミナーの様子であります。主催はベトナム大使館と三重県でありましたけれども、我々友好議員連盟が誘致をさせていただいて、企業の皆さん方にも我々からも声をかけさせていただいてたくさんの方々に御参加をいただいた、そういったセミナーであります。

(パネルを示す)次の写真は、こちらは11月にベトナム大使館のほうへ訪問させていただいた写真でございます。真ん中がファン・クアン・ヒエウ大使でありまして、一番左は三重県のベトナム名誉領事である谷口氏にも御同行をいただいてさせていただきました。(パネルを示す)こちらが対談の様子でございます。ファン大使からも、経済交流はもちろんでありますけれども、やはりスポーツや文化交流、ベトナムの在住者の方と三重県の方々との交流の場所というものをぜひともつくっていただきたい、交流の場所を持っていただきたい、そのような御意見も、お話も賜ってきたところがございます。

(パネルを示す)そして、こちらが今年1月、ベトナム訪問の写真であります。私は所用によって参加できませんでしたが、日越友好議員連盟の皆さんで交流を図っていただいているところ、意見交換をしているところでございます。先ほどの写真はジェットロとの意見交換の場所でありましたが、(パネルを示す)こちらのほうはハロン湾での真珠養殖の現地調査の様子で

あります。ハロン湾は世界遺産登録をされる前から真珠養殖を唯一されています。チュンさんという方にいろいろとお話を聞かせていただいたところでもありますけれども、こちらのほうが、チュンさんが志摩市のほうで養殖業、真珠養殖について学んだということがありまして、三重県と非常に交流の深い方でもありまして、いろんな歴史をひもといていくと、三重県とベトナムの交流というのは様々なものが見えてくるのかなとも感じた、そういったベトナム視察だということをお話を聞かせていただいたところでございます。

令和6年度の当初予算の新規事業として、ベトナムでの高度外国人材採用を目指す県内中小企業を支援する人材確保支援事業をはじめ、ベトナムに関する事業も多数見受けられておりますけれども、あらゆる分野において三重県とベトナムの相互発展につながるように、さらなる交流を行っていただきたいと考えますが、御所見をお伺いいたします。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） ベトナムと本県との今後の交流についてのお考えということでお尋ねいただきました。

日本とベトナム間の貿易というものは順調に今伸び続けておりまして、三重県とベトナムの間でも、県内企業の進出でありますとか、四日市港からの定期航路など、ビジネス面での強い結びつきがございます。

さらに、ジェトロ三重が実施した三重県事業所アンケート調査におきましても、海外進出先として興味のある国、地域として、ベトナムは2位ということになっております。

先ほど議員のほうからも御紹介いただきました、昨年7月にはヒエウ駐日ベトナム大使が来県されまして、セミナーを実施いただくとともに、知事を表敬訪問いただきました。このことは、県内企業等の関係者がベトナムのビジネス環境について理解を深め、県とベトナムの関係を深める機会となったと考えております。

今後、ベトナムは県にとって経済面における重要なパートナーとなる国ではないかと考えております。

また、こちらのほうも先ほど議員のほうから御紹介いただきましたが、県内の在住のベトナム人の方というのは、国別でブラジルに次いで2番目に多く、前年比18.3%増と大きく伸びていると、こういう状況でもございます。

市町別では、四日市市、桑名市、津市の順に多く、大勢の方が技能実習などの労働目的で来県している状況でございます。

このような状況から、県内における外国人人材の活用という観点でも、ベトナムのような国との交流が重要ではないかと考えております。

こうしたことを踏まえますと、県民と県内在住ベトナム人との間で相互理解を深めていくということは、今後のベトナムとの交流の深化につながる重要なことであると考えておまして、来年度には、県内在住の外国人の方々と県民が交流し、相互理解を深めるフォーラムを開催する予定でございます。県内でベトナムの文化等に対する理解も深まる機会になればと考えております。

現在、特に経済的な面と県内在住者の面において県と強いつながりのあるベトナムとの間で、今後どのように交流を深めていくことができるか、駐日ベトナム大使館などの御協力もいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

来年度にはベトナムの方と、また、三重県民の方の相互交流ができるようなフォーラムを開催されるということで、ぜひとも相互交流を図っていただきたいなと思っております。三重県内に1万人以上のベトナムの方々が入居していただいておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

また、現在三重県に住むベトナムの方々の方々の様々な交流機会というのは僕はあるのかなとも思っています、例えば、毎年四日市市でベトナムの方のフットサルの全国大会というのが開催されています。県内でも16チームのフットサルチームがある。こういったところともぜひ親交していただけるのではないかなと思いますし、また、三重県のお茶について、お茶の文化振興

に関してベトナムの留学生の方々がたくさん参画していただいて、三重県のお茶をまたベトナムに帰って、ベトナムの方々に三重のお茶を広めている、こういったお話もいなべのほうでも聞かせていただきましたので、ぜひとも様々なところで文化交流であったりスポーツ交流、こういったところを企画していただきたいなと思っております。

再質問、ぜひちょっと1点させていただきたいんですけども、特に最近では他の都道府県でも、互いの相互交流の場として、ベトナムフェスティバルとかベトナムフェスタといった交流を図る事業というのが他の都道府県でも行われております。特に神奈川県の方ではベトナムフェスティバルを県が主催者となって2015年から開催しております、もちろんスポーツ、文化、先ほど言っていたビジネスや経済だけではなくて、様々な親しみやすい国民性というような観点からも、相互理解につなげる事業というのが展開されておりますけれども、こういったひとつベトナムフェスティバルのような機会を通じて相互交流に資する機会をつくっていただきたいなと思いますけど、その辺りの考えはいかがでしょうか。

○政策企画部長（後田和也） 様々な機会を通じて相互理解を深められるような機会があるといいなどは考えておりますし、どういうものがあるのか、先ほど議員から御提案のありましたようなことも含めまして、どういうことができるか検討を進めてまいりたいと思います。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） ぜひお願いしたいと思います。ファン・クアン・ヒエウ大使もやはりそういった文化交流でありますとか、在住者の方々との交流機会をぜひとも持っていただきたい、そんなお声をいただいてまいりましたので、ぜひとも今後も引き続きベトナムとの交流促進、お願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、4点目の質問であります。

4点目の質問は、ネットトラブルから子どもたちを守るためにということで質問をさせていただきたいと思います。

1点目、こども家庭庁が発表する令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査によれば、10歳から17歳までの子どもたちは98.5%がインターネットを利用しており、子どもや若者のネット利用はもはや当たり前の日常となっております。

中でも、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及により、インターネット空間で多くの人とつながることができるようになり、場所や時間を問わず、世界中の誰とでもコミュニケーションを取ることができます。また、SNSの世界では名前や年齢などを明かす必要がないため、家族や友人に相談しづらいことであっても気軽に話すことができるといった特徴もあります。

しかし、本人確認が不要であることを逆手に取って、悪意を持って接触を図ろうとする者も多数存在しているのが事実で、子どもたちが犯罪に巻き込まれてしまう事案が後を絶ちません。

こちらのほうを御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）こちらは警察庁が発表するSNSに起因する事犯の被害児童数の状況、推移であります。令和4年の被害児童数、1732人と前年比4.4%減ではありましたが、こちらの一番右枠、令和4年度の青いところでありますけれども、一番下の重要犯罪の被害というのは前年比12.1%増の158人と過去最多となっております。全国的にも非常に多いSNSに起因する事犯であるということが見てとれると思います。

主な先ほどの内容をお話しさせていただくと、児童買春や淫らな性行為を禁じた青少年保護育成条例違反など、また、重要犯罪の内訳は、殺人や強盗、誘拐などがあります。また、いじめや誹謗中傷、薬物入手、金銭目的による特殊詐欺、そして、近年ニュースにもなっている闇バイトなど、SNSが犯罪行為等に使用される事件が多発しており、子どもや若者のその後の人生を狂わす大きな社会問題にもなっております。

このようなネット犯罪の被害に遭わぬよう、まず、子どもたちにその知識や技能を身につける取組というのが求められるとともに、家庭、学校、警察

や地域が連携をして、社会総がかりで子どもたちをネット犯罪から守る取組が必要です。

そこで、まずは三重県警察本部長にお伺いしたいと思います。

本県の子どものたちのネット被害の現状、また、その現状を通じて課題をどのように捉え、今後の対策につなげていくのか、御答弁のほどよろしく願います。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） SNSに起因して、児童買春、児童ポルノ等の性的犯罪や略取誘拐等の重要犯罪の被害に遭った児童は、全国的に高水準で推移しています。昨年、県内では23人が被害に遭っています。

その一方で、少年が加害者になる実態も見られます。

SNSなどに投稿された犯罪実行者募集情報、いわゆる闇バイト募集情報に応募して強盗や特殊詐欺の実行役として犯罪に加担したと見られる少年による事件が全国各地で発生しており、昨年、県内では1人を検挙しました。

これらの人数は警察が検挙した事件のものであって、未検挙の事件や被害の届出に至っていない事件が潜在している可能性があり、危惧される状況です。

SNSに起因する被害や犯罪に巻き込まれる事案が後を絶たない要因については、スマートフォンの普及等により、少年が危険性を認識しないまま、保護者の知らないところで個人情報をやり取りしたり、SNS等で面識のない者と安易に交流してしまうことなどが考えられます。

また、昨年、県内の高校生約3000人に犯罪実行者募集情報の認知度等に関するアンケートを実施したところ、知らないなどと答えた者が約4割、SNSで高額報酬アルバイトと表示された場合、相手に連絡をすると答えた者が50人に1人の割合であり、犯罪実行者募集情報の実態や危険性についての知識が浸透していないことが明らかになりました。

県警察では、こうした実態を踏まえ、少年の被害を未然に防止するとともに、犯罪に加担させないために、県内の中学生、高校生を主な対象とした運

用型LINE広告、サイバーパトロールによる不適切な書き込みに対する注意喚起、警告、スマートフォンやインターネットの利用に関する危険性や適切な利用を訴えるネットトラブル防止教室などの各種非行防止教室に取り組んでいるほか、フリーダイヤルの少年相談110番や県内4か所の少年サポートセンターにおいて、少年や保護者からの相談を受けています。

今後は、少年サポートセンターの相談受理体制の強化、非行防止教室の実施に向けた学校への呼びかけ、漫画を活用し、犯行手口を紹介するなど、少年に分かりやすい広報を実施し、少年を被害者にも加害者にもさせないための対策を推進してまいります。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

ちょっとびっくりしました。高校生へのアンケートで、高額報酬アルバイトの広告に興味を持った方が50人に1人じゃなくて、連絡すると答えたのが50人に1人ということで、県内の高校生の2%と考えるとかなりの数字になるのかなとも思います。

今警察本部長に御答弁いただきましたけれども、やはりこれは、ネットというものはまさに有用で便利なもので、切り離すということではできないと思いますので、やはりしっかりとこういったネットには反面、危険性もあるんだということを、子どもたちだけではなくて社会に発信をしていただくという取組もぜひお願いをしたいと思っています。

私も子どもを持つ親御さんたちと話をしても、闇バイトのニュースが出てきたりすると、都心部は怖いよねというようなお話をされるんですが、いや、これは我々の子どもの、まさに身近にある危険なんだということを、いま一度これは社会に発信をしていただくということも、まさにこれは警察の皆さん方の効果って大きいんじゃないのかなと思いますので、ぜひとも社会への発信というところをよろしくお願ひしたいと思います。

そうしたら、次に、学校での情報リテラシー教育及び保護者に向けた啓発をということで、教育長にお伺ひしたいと思います。

このようなネット犯罪から子どもたちを守るためには、やはり学校と家庭が連携するということが非常に重要だと考えています。

情報化社会においては既に後戻りはできないところまで来ておりますので、決してネット社会が駄目だということではなくて、やはり子どもを守るためには、子どもたち自らがネットをしっかりと活用して、その一方で、身近になっている危険やリスクから身を守るということができるよう学校での情報リテラシー教育が必要だと考えています。

こちらのほうを御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）こちらはインターネットの利用時間でありまして。先ほど冒頭に申したように、10歳から17歳までの子どもたちのネット利用は98.5%、そしてゼロ歳から7歳まで低年齢の子どもたちはインターネットの利用が74.4%と数字が出ていますが、ここはインターネットの利用時間、驚くべきことに10歳から17歳までの子どもたちの平均利用時間は1日4時間41分。小学生に限っても3時間34分の利用であります。

今回この資料を出したのは、決してこの利用時間が長いのか短いのかということ議論するためではなくて、これほどまでの長時間にわたって子どもたちがネットに接続をして、その分、接続しているということは危険にさらされている時間も長いということでもあります。

また、ネットによる犯罪は年々多様化、複雑化しています。近年では様々な手口が横行する中で、保護者の方々に子どもを取り巻くネットトラブルの現状と、ペアレンタルコントロールの重要性をいま一度周知していただきたいなと思っています。

ペアレンタルコントロールとは、子どもがネットを使える時間を制限したり、不適切なサイトの動画や閲覧制限、アプリのダウンロードや課金の制限など、子どものスマホ利用を保護者が一定程度管理をして、安全・安心に子どものインターネット利用を促すということでもあります。子どもたちが安心してインターネットを利用するための学校での情報リテラシー教育の状況と今後の対策、並びに保護者の方々へのネット犯罪の危険性とペアレンタルコ

ントロール等の周知啓発について、教育長の見解をお伺いいたします。お願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、情報リテラシー教育について答弁申し上げます。

まず、子どもたちに対する取組について申し上げます。

小・中学校におきましては、教科、道徳の中で、インターネットにおけるコミュニケーションのトラブルなどを題材に、他者への共感や思いやりについて考えを深めています。加えまして、中学校の技術・家庭の授業では、ネットワーク上のルールやマナーの遵守について学習するなどしています。

高等学校におきましては、全ての生徒が情報Ⅰという科目で、情報に関する法規や制度等について学習するとともに、特別活動の時間にはインターネット利用の危険性やSNSの正しい利用について学習するなどしています。

県教育委員会では、文部科学省や警察などの関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなど、各学校で教育活動全体を通じた情報モラル教育が進められるように支援を行っているところです。

保護者に対してですけれども、保護者に向けては、各学校が子どものインターネット利用について注意を促すために、警察や情報通信事業者の協力を得て、保護者対象の研修会を実施するなどの取組を行っています。県教育委員会では、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用について保護者に啓発するよう、各学校に働きかけています。

子どもたちがインターネットを通じたトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、今後も情報モラル教育を重視し、生徒指導担当教員を中心に、学校での取組を推進してまいります。

また、各家庭で子どもと一緒にインターネットの使い方について考える機会を持ってもらえるよう、保護者向けリーフレットを通しまして、インターネットの危険性に関する情報や、トラブルから子どもを守るための情報を発信するなど、継続した啓発に取り組んでまいります。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

令和5年に総務省が発表する我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールの効果的な啓発に関する調査結果の中には、やはり先ほど言っていたいただいたフィルタリング等に関心のない御家庭に関しては、やはり実施率というのも極めて低くて、子どもたちが高いリスクにさらされているということが調査結果でも言われておりますし、また、啓発手段においても、特に低年齢層の子たちには学校であったり保育園からの啓発というのが非常に有効だというふうに調査結果が出ております。

先ほども県のほうでパンフレット等も引き続き継続をしていただけるということで、まさにこういった有用な効果に関しては引き続きお願ひをさせていただいて、ネットトラブルから子どもたちを守るための対策、ぜひとも今後も引き続き講じていただくことをお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○副議長（杉本熊野） 本日の質問に対し、関連質問の通告が4件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、芳野正英議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。47番 西場信行議員。

[47番 西場信行議員登壇・拍手]

○47番（西場信行） 皆さん、こんにちは。遅い時間の発言で恐縮です。

関連質問をさせていただきます。

芳野議員の地域共生社会の実現についてであります。

リンクワーカー、社会的処方ということについて、これを進めるという芳野議員と同じ思いが強いんですが、重ねて質問をさせていただきたいと思いません。

1月の中下旬ですが、北川名張市長や名張市の福祉担当者と、この議会の会議室で会わせてもらって、いろいろひきこもり等、福祉のことについて市の課題を聞かせてもらいました。その中にこの社会的処方、リンクワーカーの名張市のこれまでの取組についていろいろ話が出てきて、これからもというような話でございまして、私自身は不勉強でこの言葉の意味や取組の状況、分からなかったんですが、そのときに今までのこの数年名張市が、三重県ではもちろんですが、全国に先駆けてイギリスの取組を引っ張ってきて、これをモデル事業として厚生労働省も認める、そして県の委託事業でこれを始めた。後にも申し上げたいと思いますが、コロナ禍でこれをやるということの決断とその行動力というのは大したもんやなど、こういうように思わせてもらいました。

そんな中で、それを聞いておったものですから参加したんですが、1月29日に地域共生社会・地域包括ケア推進三重フォーラムという催しがホテルグリーンパーク津でありまして、そんなことでしたので行かせてもらいました。周りを見ると議員は私だけで、最前列の隣に亀井前市長が見えましたけれども。知事も来賓で来てもらっておりまして、名張市のこれまでの取組について高く評価をされた来賓挨拶の後、退席をされました。

その中で、三重大学や慶應義塾大学、同志社大学等の専門家の教授の講演があつて、そして、県からは服部副知事が講演をしていただいたんです。こ

それは、私は服部副知事のこういう政策講演を聞くのが初めてで、もう感動しましたね。さすが、医療福祉に精通された服部副知事だったなと思いますが、ちょっと乱筆の中の乱筆なんですけど、それを、当時のメモを見ると、それは地域福祉支援計画とか重層的支援体制整備事業のこと、あるいは県の地域福祉支援計画なんかのお話の後、最後の締めがこうだったんですよ。リンクワーカーの定着拡大への具体的取組については、名張市の取組を他の市町へ広がるように県として努力したいと。これが服部副知事の講演の最後の締めでした。これは名張市が求めておったことを県が理解して、いよいよこれがスタートするのかと、こういう期待を持っておって、今日の芳野議員の質問を聞かせてもらっておったんですが、医療保健部長は、医療保健部としてやるという答弁ではあったんですけども、リンクワーカーを絡めてそれを手がけていくという内容ではなかっただけに、ちょっと不満足な部分があるわけでございます。

そこで、私はこのことを、副知事の講演も聞きながら、非常に重要なことだなど。地域共生社会を進める中で、これはどうしても進めていただく。それは、今二つテーマがありましたけれども、リンクワーカーの研修事業、それから、福祉がやった重層的支援体制整備事業、これを絡めて進めていくということがこれから重要ではないかなという、こういう思いをしながら、県のこれからの取組について、改めて服部副知事の答弁を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副知事（服部 浩） 講演ではなくて、シンポジストの1人として少しお話をさせていただいたところでございます。

令和2年、3年度、県が委託をしまして、名張市でリンクワーカーの養成事業をやらせていただいて、4年度は名張市が市単独でやられて、今年保健師協会が受皿になって引き続き事業をやっていただいています、1月29日は一つの区切りといえますか、そういった形での位置づけのフォーラムということで参加させていただきました。

いずれにしても、いろんな課題が顕在化してくる中で、行政だけでど

うしても賄えるということはありませんので、リンクワーカーと呼ぶのか、そういう仲立をしていただくような人というのはどうしても重要になってくると考えています。直接リンクワーカーの事業という事業名ではありませんけれども、これまで130名以上の方にリンクワーカーとして活躍をいただいておりますので、医療保健部の事業、これは地域包括ケアであるとか、あるいは子ども・福祉部の重層的支援体制整備事業、こういった事業の中でも人材育成の事業はこれからもやっていきますので、これまで育てさせていただいたリンクワーカーの人もそういった中で活用もさせていただいて、名張市の取組とか、そういったことも十分ほかの市町にも紹介をさせながら、引き続き県としては人材育成に努めていきたいと考えています。

[47番 西場信行議員登壇]

○47番（西場信行） 国がここ六、七年前に日本一億総活躍社会というのを打ち出して、これからの社会経済を進めていくのに一番課題であります少子・高齢化に対して政治課題を打ち出して、それから地域共生社会というものが始まったんですね。ところが、冒頭に申し上げましたように、それがいよいよ本格的スタートするときに、コロナ禍がこの4年間蔓延して、ソーシャルディスタンスの中でこういった支え合い社会というものの進め方が大変厳しい状況になった。

それが今、また状況が変わってきた中で、地域共生社会というものをこれからどう進めるかという大事な課題。一般質問で知事から前向きな御答弁をいただいたと思うんですが、この共生社会を進めていく上で、本県の体制が二部体制になっておるといふところの現実をこれから一つ踏まえて、これからどうするか。医療介護を担当する部と、それから子ども・福祉を担当する部が、双方がそれぞれに連携しながらやっていかなきゃならんと。それは連携の線を太めるということも大事ではありますが、この6年間ぐらいやってきた二部体制の中でもう一度総括しながら、特に地域共生社会をどうしていくかということについては、改めて組織の在り方も含めて検討していかねばならんと、こういうように思うんですが、それをスタートさせるに

は知事の決断というものが大変重要になってくると私は思います。

今の知事の政策の柱というのは何本かあるわけですが、その中に地域共生社会というものの位置づけをさらにはっきりしていただくことが、これを進めていく上で欠かせないと思うんですが、こういった地域共生社会についてのさらなる一步をどう踏み込むか。そして、それを県の政策の中に戦略的に位置づけていただけけるか。もしくは、少なくとも医療と福祉の連携のシステムをつくっていくことについてゴーサインを出していただきたいと思うんですが、知事、いかがです。

○知事（一見勝之） 先ほど芳野議員の御質問に対してお答えを申し上げたとおり、これから人口がどんどん減っていく日本において、これは三重県も一緒ですけど、共生社会が非常に重要であります。それを今後どのように進めていくのかというのは、先ほど副知事も答弁しましたけれども、基本はやっぱりそういった社会をつくっていくということでやっていくわけですが、それで、行政の組織がどうあるかということでもありますけれども、いろんな仕事と一緒にやっているわけでありまして、大事なのは、今担当している部の連携でございます。これをしっかりとやるということで、組織の在り方というよりは仕事の進め方でございますので、私もしっかりと注視していきたいと思っております。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 時間が来ましたので、終結をしなくちゃいけませんけれども、広域自治体であります県がこの4年間かけて市町を中心に、あるいは国民健康保険団体連合会が中心になって動いてきた社会的処方、リンクワーカー、この取組をさらに進めていくために、広域自治体である県が市町と一緒にあって、そして、関係機関、住民を巻き込んだ事業の展開をこれから勢い、進めていただくことをお願いして、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（中森博文） 次に、小林正人議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。34番 東 豊議員。

〔34番 東 豊議員登壇・拍手〕

○34番（東 豊） すみません。お疲れのところ、関連質問をさせていただきたいと思います。

小林正人議員の防災対策についてで、特に1番の避難者への支援体制についてということで、小林議員の質問を聞かせていただいて、答弁も聞かせていただきました。そこで、はたと思ったんですが、避難所運営につきまして、実は令和2年の3月に田中祐治自由民主党議員の質問がございます。体育館に雑魚寝状態での避難生活。これを何とか解消しないといけない。国際的な難民支援基準を下回っているのではないかとという質問がございました。トイレは20人に1基、それから、男性用と女性用の割合が1対3ということで、これは被災者の人権を守るということに基準が置かれていて、当時日沖部長が答弁をされています。

実は令和2年の前に、私は令和元年の10月16日に一般質問をさせていただいておまして、これは鈴木英敬元知事の答弁をいただいたところです。短い時間で質問させていただくんですが、このときに質問していましたら、地元の第四管区の尾鷲海上保安部の部長がおられまして、私にプレゼントを頂いたんです。それはスフィア基準の本なんです。大体400ページぐらいあるので、英語で書いてあるので、私、そのまま自宅に置いてあるんですけども、そういったことで、この肝腎なところだけをピックアップしてでも、避難所の運営の国際基準というのがあるわけでございまして、それと、今置かれている三重県の避難所運営に関わる部分で、どうやってそこにリンクをさせて、各市町が設置をする避難所と、それから、一・五次避難所とか二次避難所とかありますけれども、避難所運営の基準みたいなものを県の立場としてどのように認識と、それから現状の取組について、何年前かですが、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○防災対策部長（山本英樹） お尋ねのスフィア基準につきましては、避難所だから仕方がないといった認識を変えて、被災者の権利を守り、人間らしい質の高い支援を提供するための基準であると認識しておりまして、本県の避難所運営にも参考にすべきものが多いと認識してございます。

その上で、こうした中で、先ほど答弁させていただきましたけれども、避難所の生活環境を確保するために、市町、地域が避難所運営を行うためのマニュアルづくりの際に参考となる指針のほうにも、スフィア基準の理念を参考とした、例えば1人当たりのスペースの確保であるとか、配慮が必要な方のための対応、また、トイレの適切な確保等の配慮事項を記載してございます。また、補助金のほうによりまして、段ボールベッドであるとか簡易トイレ、パーティションの設置などの要配慮対策に資する資機材を整備する市町を支援してございます。

本年度においても、市町の中には簡易トイレであるとかプライベートルーム、それから簡易ベッドなどの整備に対して補助金を活用いただいた実績もございます。

こうした県のマニュアルや補助金制度を地域の避難所運営に携わる方にもしっかりと理解いただいて運用をしていただくということが大事と思っておりますので、県の防災技術指導員を地域に派遣し、取り組んでおりますが、いま一度スフィア基準に照らし合わせ、どういった改善が必要かということ踏まえて、しっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えてございます。

[34番 東 豊議員登壇]

○34番（東 豊） 明確な御答弁をいただきましてありがとうございます。

一つの基準、数値目標というのが設定するかしないかは別として、これが非常に参考になると思います。

さっきちょっと御答弁で言われたんですが、災害時はみんな大変だから我慢するのが当たり前。こうした考え方は日本人の美德とされているというふうにも、何かマスコミでは言われていました。つまり基準に満たないような避難所が次々につくられる状態は、やっぱり人権を守るという意味では非常に大事なのではないかなということを申し上げて、引き続き取り組んでいただきますようお願いして。知事の御答弁をいただけますか。今の国際基準という、何か4年前か5年前、鈴木英敬元知事のときにはイタリアの例を

ちょっと引いていただいて、あそこは火山大国でもありますので、いち早くスフィア基準というのをつくりまして、日本はまだまだそこには至っていないけれどもというような御答弁いただきましたが、どうぞ。

○知事（一見勝之） 私の記憶では、スフィア基準というのは難民の基準であったかと思えます。御指摘をいただきましたが、イタリアも災害が多いところでありますけれども、災害が起きたときに避難する。その人たちが例えば学校の校庭にテントを立てて、プライバシーが確保されるようにしているということになっていたかと記憶をしております。日本はまだまだそこまで至っておりません。

能登の地震で我々もまた改めて気づかされたわけですがけれども、災害関連死というのはやっぱりストレスによって起こるということもあるわけでございます。医療の世界でそこに対応するというのも重要ではありますがけれども、そもそもそれが起こらないようにしなきゃいかんということで、私、知事になりましてからサカイ引越センターと協定を結びまして、三重県の中で被災して、避難所に行かれたとき、我々から要請をすれば段ボールベッドを要員も出していただいて無料で作っていただける。こういうこともやっていたので、避難所ではベッドは少なくともあるということになると思います。1日や2日はかかるかもしれませんが、ただ、セパレーションもちゃんとやっていかないかんということでございますので、スフィア基準に準拠するような形、あるいはそれを超えるような形で何ができるかというのを考えていきたいと思っております。

今回の能登半島地震の気づきの部分の中に、避難所での災害関連死を防ぐための方策というのもきっちり議論をしていきたいと考えておるところでございます。

[34番 東 豊議員登壇]

○34番（東 豊） ありがとうございます。明快な御答弁をいただきました。

スフィア基準を超える、場合によっては必要かもしれない場所があるということで力強い御答弁をいただきましたことを心から感謝申し上げ、関連質

問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中森博文） 次に、石垣智矢議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。29番 野口 正議員。

〔29番 野口 正議員登壇・拍手〕

○29番（野口 正） 大変お疲れのところ申し訳ございません。石垣智矢議員の関連質問として、ベトナムとの交流についてお聞きしたいと思います。

先ほど部長のほうから、経済的なパートナーとか在住外国人の話をちょっとされました。本来、私、交流のためには言葉というのが最も大切だと思っています。言葉が通じなければ意思疎通ができない。そうすることによって、大きな問題が出てきたときに難しい問題があるのか、そんな思いを实はさせていただいております。その関係で、含めてさせていただきたいと思います。

取りあえず、外国の方が日本語を理解できれば、意思疎通が容易になり、問題等が減少すると思います。現在、三重県内の日本語が学べる環境というのはどうなっているか、一度お聞きいたします。

○環境生活部長（竹内康雄） 今、県内の外国人住民の方は、令和5年末現在で6万2561人と過去最多ということになってございます。

今後、国の制度等の見直しの中で増える可能性が見込まれておる中で、外国人住民の皆さんが地域社会の一員として安全・安心に生活していくために、日常生活に必要な日本語の習得は、議員がおっしゃられましたように重要と考えておりまして、現在市町と連携して学習環境の体制整備に向けた取組を進めているところでございます。

具体的には、地域日本語教育コーディネーターを育成しまして、市町における日本語教室の開設や運営のサポートを行うとともに、日本語教室で学習支援を行うボランティアの養成を行わせていただいております。現在、御質問にもありました、県内には13市町に37の日本語教室がございまして、教室の数は十分ではなく、空白の地域もあるところでございます。

おっしゃられましたように、外国人住民の皆さんや支援団体等からは、日本語が学びたくても近くに学べる環境がないというようなこと、遠方の日本

語教室に通う方がいるといった、そういうお話もお伺いしております。

このため、引き続き市町と連携しまして、国の補助金等も活用しながら日本語教室の設置を進めるなど、日本語を学習できる環境の充実に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。

技能実習生、特定技能を含めて、本来は受け入れた団体なり企業がある程度しなきゃならないんだと思っておるんです。ただ、それが全然できていない状況がある。これはベトナムとか、それ以外、要するに外国のミャンマーの方とかインドネシアの方も含めてであります。

私もベトナムの方とスポーツの交流に行ったりしたとき、やっぱりほとんど日本語が通じない状況が事実だと。そうすると、やっぱり意思疎通ができないということが一番困りますよと。先ほど言われた外国人材の受入れ、共生のための地域日本語教育推進事業、これも今されていて、約5億円、今年5億円、昨年度5億円のあれも出て、コーディネーターをつかって市町と一緒にやろうという今計画をしています。ただ、数がやっぱり少ないというのが意識としてあります。これはやっぱり、先ほど言ったように本来やらなきゃならないとか、できなければ行政なりがやらなきゃならないのかなという思いがしておるんです。そのためにも、やっぱりある程度市町と話をして、そういう働いていただく方、もうはっきり言って、本当に今日本で、特に三重県もそうなんですけど、ほとんど外国の方、働いていただかないと駄目になってきた。

この前、先ほど言いましたベトナムに行きました。ベトナムの方にお話ししたときに、もう日本、働きに行くところの、あんまりあれ、ないですよと。要するに、行くような価値がなくなってきましたよというような話をされました。それで、台湾へ行かせていただきました。台湾の方、話されたら、日本の企業の方、来てくださいと。それで、ぜひ日本人の方、働きに来てくださいと。もう、日本が送り出しがいみみたいなような話も出ていました。そ

んな状況があるんですけど、とは言いながらも、日本の交流をしていく上で、これは交流のあれで必死になっているんですけど、やっぱり交流するという方はほとんど働きに来ていらっしゃる方ですので、その人たちのやっぱり意思疎通をして、日本で働いてもらう条件をよくしようという、これは必要だと思います。

一度知事にお聞きしたほうがええんかどうかもちょっとあるんですけど、あんまりもう、知事も、また多分6月に一般質問がありますので、そのときにゆっくり返してもらおうと思っていますんですけど。

もう一度聞かせていただきます。状況として、これから国から補助金も出ておるはずなんですけど、そういう学ぶ場所というのは、増えることがあると思われませんか。それとも、やっぱり難しいんだという。現状としてどんな状況か、再度お聞きします。

○環境生活部長（竹内康雄） 先ほども申し上げましたように、市町とも連携をしながら取り組んでおりまして、新たにそういったことを、日本語教室ですね、国のそういった補助金も活用しながらやっていきたいというようなお話もお伺いしているところがありますので、今後増えるように私どもも支援をしていきたいとも思っておりますし、あと、なかなかやっぱり人材的な部分で、今ボランティアでやっていただいたり、私どももやらせていただいたりしていますので、難しいところがありますので、来年度はオンラインでできないかということで、そういった県全域を対象にしたオンラインで日本語教室をモデル的にやらせていただいて、先ほど申し上げたような通えない方なんかも対象にさせていただきながら取り組ませていただきたいと思います。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ぜひお願いしたいと思います。

先ほど言ったように、これは本来行政がやるんかどうかというののもちょっと私も疑問のところは事実あるんですけど、そうは言いながらも、やっぱりセーフティーネットじゃないけど、最後には行政がやらなきゃならない部分

もあると思いますので、ぜひお願い申し上げますとともに、これはベトナム交流と言いましたけど、ベトナム以外でもこれはもう、先ほど言ったようにインドネシアやネパールやミャンマーの方も含めて、ぜひそういう機会をたくさんつくっていただくようお願い申し上げます。終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中森博文） 同じく、石垣智矢議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲盛稔尚です。10分間、よろしくお願いたします。

石垣議員のネットトラブルから子どもたちを守るためにということで、学校でインターネット上の人権問題も含む人権教育に携わる教員の資質についてということで通告をさせていただきました。

三重県の差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例なんですけれども、インターネット上の人権問題も含めて、包括的な差別解消条例として、当事者間の紛争解決の仕組みにも盛り込む形で、昨年4月に完全施行されているという条例になっています。その中には、私たち県議会議員や教職員も含む県の公務員の責務として、高い人権意識を持って条例の目的達成、率先して積極的な役割を果たすということが明記されています。

これから、先ほど石垣議員もおっしゃられたインターネット上の問題もありますけれども、先生が子どもたちにどういうふうに向き合っていくかという上で大事な課題ですので、大変急に通告をさせていただいたんですけれども、取り上げさせていただきたいと思います。

紛争解決の仕組みという中で、当事者間の差別解消の調整委員会が立ち上がって、この2月29日に説示というのがなされています。そこで認定されている事実に沿って申し上げますが、この申立てというのは、被差別部落に当たる土地の契約解除にめぐってのやり取りだったということなんです。認定されている事実として、この相手方というのは三重県に勤務する教育公務

員であるということ。まず一番ここに驚きました。被差別部落の土地は避けたいという意思表示を相手に行っているということ。そして、実際に契約解除に至っているんですけども、そのときの当事者間のやり取りで大変申立人は心身ともに憔悴して、精神的にも苦痛を受けたと、そして、経済的にも不利益を被ったということが示されているわけなんですけれども、このことの概要を把握しているかどうかということも含めてなんですけれども、任命権者としてこれは大変深刻なことだと思うんですが、教育長は今後どういふふうに対応していくおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○教育長（福永和伸） この事案に関しましては、私ども、正直言ってショックを受けています。教職員というのは当然差別を解消して、人権が尊重される社会をつくるために率先して実行を果たさなきゃならないものでございませし、1人でもそういう差別意識を持った人がいると、その人は教育という立場にありますので、子どもたちにそういう意識を吹き込んでしまいかねないということもありますので、1人でもこういう人を出してはいけないと思っております。

今回、この差別事象というのは大変重たい案件ですので、我々としては決して許してはならないと思っております。今後の再発防止に向けてどう取り組んでいくのか、今話し合っているところですけども、今行っている人権研修を強化していく方向で今ちょうど議論をしているところでございます。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） この申立てから、11月に申立てされて2月29日までのやり取りの経緯を見ていると、訴えられた相手が聞き取りにも応じていないという、そういう態度なんですね。だから、こんな、幾ら県としてこういう説示をしたとしても何も伝わっていない。そういう人物がいまだに子どもたちに向き合って教壇に立っているということは、これはとても不安を覚えます。当事者に対する教育委員会としてのアプローチというのは今後具体的にどうされるのかというのをまずお聞かせください。

○教育長（福永和伸） まずは事実確認をこちらも行う必要がございまして、

信用失墜行為に当たるのであれば、当然懲戒処分の対象にもなりますので、しっかりと本人に事情聴取をしに行くつもりで用意はしています。

ただ、実際本人がそういう対応を拒否しているという話も聞きますので、こちらとしてはその辺りをしっかりと、ある意味、職務命令を出すような形でやっていければなど思っていますけれども、その辺り、詳細についてはこれからしっかりと検討していきたいと思います。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） じゃ、最後に知事にお伺いしたいんですけども、この条例はやっぱり私たち、本当に議員みんなで、県民の皆さんの意見、当事者の皆さんの意見を聞き取りながら取り組んできた条例なんです。県議会議員はじめ、県の公務員の責務というのもあえて盛り込んだんですけども、そういう私たちが高い人権意識を持って条例の目的達成、率先して積極的な役割を果たしていくということを全ての県の公務員の皆さん、県議会議員も、県の職員の皆さんも、教職員の皆さんも、それは知事としてどういうふうに浸透させていくか、これからの決意等、もし今回の事案の受け止めがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○知事（一見勝之） 差別、いじめもそうですけど、これは人間が起こすことでありますが、撲滅していかなきゃいけないものだと思っております。

私、大阪の会社の部長をやっておりましたときに、1日半、毎年あるんですけども、差別、特に部落差別の問題に関する研修というのを部長が受けることになっています。三重県はそこまでないのかもしれないんですけども、この部落差別というのは本当におかしな話でありまして、人の属性に基づく差別ではありません。人の属性に基づく差別であっても、例えば人種とか、いいわけではないんですけど、土地に対する差別です。後から入ってきた人も差別を受けるといって、本当に妙な話で、こんなものはやめていかなきゃいけないものであります。

ずっと部落差別を撲滅するために我々も先人も含めてやってきたわけでございますけれども、今回の事案を聞いて、私も先ほどの教育長と同様に驚き

ました。まだこんなことを考えている人がいるのかということでもあります。

個別の対応につきましては、教育委員会のほうでどういう対応をするかというのとは先ほどお答えしたとおりでございます。大事なのは再発防止策であります。一人ひとりの公務員がこんな気持ちを持ってはいないとは思っておりますけれども、今回の事案がどういう事案であったか、先ほど教育長が答弁申し上げましたとおり、まず事実確認をする。要するに事実と違うことを我々が話をしてもしょうがないものですから、事実確認をして、今回の事案が明らかになりましたら再発防止について、これは教育公務員だけではなくて、県の公務員にももう一度よく考えてもらう。そういったことが重要ではないかと思っています。もう一度言いますけど、差別は撲滅していかなきゃいけないというものであります。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 知事の決意をお聞かせいただいたんですけれども、事実確認といいましても、県として認定していることでありますので、詳細に聞き取っていただいて、今後の知事や教育長の対応をしっかりと見ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明5日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時8分散会